

流山市市民参加条例第21回検討委員会会議録

日 時：平成22年12月18日（土）

午後2時から

場 所：市役所 303会議室

出席委員

梅谷委員、狼委員、越智委員、片岡委員、金田委員、管原委員、
田口委員、内藤委員、野路委員

欠席委員

伊藤委員

市民参加条例検討委員会アドバイザー

関谷 昇 先生（千葉大学法経学部 准教授）

傍聴者

なし

事務局

倉田市民生活部長、兼子コミュニティ課長、高橋課長補佐、
須郷係長

議 題

（1）意見交換会をうけての調整

(事務局・高橋)

皆さん、こんにちは。ただいまから市民参加条例第21回検討委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

(委員長)

ただいまから第21回検討委員会を始めたいと思います。

本日の出席状況ですが、A委員がほかの委員会とのだぶりということ
で欠席だということです。委員10名中、欠席者1名、9名参加という
ことで、流山市市民参加条例検討委員会要綱第6条の規定に基づいて、
半数以上の出席がございますので、会議は成立していることを御報告い
たします。

お手元に今日の委員会次第ということで、議題としては意見交換会を
うけての調整ということになります。意見交換会をうけてそれをそれぞ
れの部分にどう取り入れるか、条例としてどう扱いをすればいいのか、
関谷先生も今日御参加いただいていますので、指導をうけるということ
ですすめたいと思います。

それですすめる前に、あとでもいいのですけれども、今後のスケジュ
ールの件で皆さんにお伝えする時間をいただきたいと思います。1月、
2月の予定ですがけれども、1月15日10時からこれは当初先生が参加
予定ということでお話してきましたけれども、センター試験との関係で
参加は無理ということですので、御了解いただきたい、それから24日
これは19時、夜7時からということで、当初は、関谷先生にはこれに
は欠席ということでお伝えしましたけれども、こちらには参加いただけ
るということで。

それからさらに2月7日これも当初19時予定ですがけれども、先生に
はこれにも参加いただけると。そして2月19日これは今の予定では最
終回なのですが、予定では10時からということになっておりますが、
先生が11時半には退席したいということですので、9時半というこ
とで30分繰り上げてやるようにしたいということで、予定の変更という
ことで御理解、とりあえず都合悪いという方特にはいらっしやらないで
すか。

(J 委員)

19日は9時半でいいのですか。最終回という話でいくと先生が11時半ということであれば、9時からでもそれは皆さんの御意見で。

(D 委員)

30分私たちがやっていて、そのあと先生は9時半でいいということですか。それはぎりぎり前で状況によって決める。

(J 委員)

はい、わかりました。

(委員長)

できればこの内容に関することは7日までに終わらせれば終わらせたいなど、ただ19日の市長のスケジュールとといいますか、その提案はどこから……

(D 委員)

この日に渡すのですか。2月19日はこの会としての最後だと私は理解していたのですけれども。提言書は別に日を設けて……

(委員長)

ですからここは意思統一しましょう。今事務局のほうの予定というのは最後の会、それから市長への提案というのは別ということで、考えていますか。

(兼子コミュニティ課長)

一応別と考えています。

(委員長)

別ですね。では、最後の委員会の討議は内容について、それは19日だということに理解してよろしいですね。

19日の話ですが9時からという提案が今ありましたけれども。

(D 委員)

それはその前の段階でどこまでいっているかによって、それは、決めればいいのかではないですか。先生の御出席は9時半からお願いして、われわれがその前の状況によって、早ければ。

(委員長)

はい、9時にそれで異論なければ。開始時間については今後の進み具合によって対応するというにしたいと思います。

それでは議題に入りたいと思います。それでは意見交換会の中で出た意見の取り扱いについて、皆さんから提出していただいたものについて、議論をすすめていきたいと思います。

では、最初に市民参加条例の市民及び職員意見への対応について、Eさんからデータをいただいているのですけれども。

(D 委員)

それぞれの項目ごとに……

(C 委員)

全体的にかかるからということでしょう。

(E 委員)

この間の打ち合わせでは自分のところは出すけれども、ほかのテーマについてもやれたらやりましょうという話だったので。

その前に私は市民の意見と職員さんの意見の中で、自分でこれは大事だと思うことを全部ではないですよ、抜きだして、ピックアップしてきたのです。それについてみんなでもう1回検討していかなければいけない、私の案としてはこういう案がありますよという対応策まで一応触れてはいるのですよね。だからそこまで触れて話をするのか、ここでは検討する項目だけを取り上げる整備をしようとするのか、どういうふうにしたらいいですか。

(I 委員)

そうですね、今後はだからこの意見をどうまとめていくのか。

(E 委員)

それ全部やるのですか。

(I 委員)

全部報告するとそれだけで終わってしまうから。

(E 委員)

1つ1つ拾うのだったらえらい時間がかかるから。

(D 委員)

だからそれを先生が質問事項を、特に問題と思う部分を特にそこで取り上げるかどうかということを含めて、先生に、メインに質問していきうという話ではないですか。

(E 委員)

それはある程度しぼらないと。

(D 委員)

いや、そういうことだったと思います。

(C 委員)

各担当からポイントを説明してもらったらいかがですか。

(D 委員)

それでEさんののは、そこに入っていないものがあれば、そこでEさんがそのときどきに言ってくださって、各担当が一応自分の担当部分は、質問だとかをまとめていますから、それでそこで触れられていないものがこの中にあれば、そこでEさんがおっしゃったときに。

(E 委員)

それはいいのだけれども、その触れた範囲を、意見だけでも相当あるわけですよ、項目を全部拾えば。それを全部拾って整理してやるのですか。皆さん方が、これは大事ではないかといってきた部分に絞るのですか。それを申し上げているのです。どうされるのですか。

(C 委員)

逐一全部やる必要はないのではないですか。担当の方がポイントポイントと思ったところでよいのではないですか。

(E 委員)

そうですね、それならそれで論議しないと、レベルをあわせておかないとばらばらになってしまうということで、交通整理をしないと、ということですよ。

(D 委員)

それでほかの方が、気がつかれたことがあれば、そこをまた。

(E 委員)

そういうことですよ、どうぞ。

(D 委員)

では各項目毎にどうするのですか。すすめていただきたいのですけれども。行政から。

(委員長)

これは行政への市民参加、これアンケートあるいは……では、Dさんのほうから、よろしいですか。お願いします。

(D 委員)

一応この前に全部まとめたものは皆さんにお出しして、それをもう少しまとめて、アンケートと職員の方のアンケートを書いてくれたものと、

それからその時に出た意見をまとめて、それで同じになるものは全部同じにして、一応網羅しています。その中で一番上に質問事項として二重丸で赤字でなくて二重線のところを質問したいということで、先生に質問したいということでしております。それで黒丸のところはすでにもう皆ここで話し合われたところの中にすでに盛り込んであるものは、すでに黒丸をつけて、ご意見がでたものも、それからあと星印はやっぱここはいい意見だから、今後ちょっと検討していったらどうだろうかという先生の御質問というよりむしろ前向きにとらえたらどうだろうかという検討事項という形で、整理してみました。

まず一番最初に左の二重丸のところですけども、市民参加のあり方ということでそれは、本当に市民参加を1つ1つこんなに全部していくのであれば、最初から最後まで1人が計画しなければならないのではないかというそれで、職員のほうの本音からいえばそのときそのとき思いつきの無責任な発言だとちょっと継続性もないし、見えない部分もあるのではないかという、そういう問題がまず自治基本条例に携わった職員の人から出てきたのですけれども、その辺は先生への御質問あるのですけれども、私自身が考えるには市民はそのときに参加することによって、あと職員がその継続性であればその行政の継続性でも流山というものはしっかり踏まえてそこは、職員がコーディネートする部分ではないのかなと私は思ったのですけれども、だからその辺がいろんな段階でいろんな市民から参加をすることによって、いろんな意見が出るけれども、そこは整理をするほうも問題なのかなというふうに思ったのですけれども、どうでしょうか。その考え方として。

そういうことであればそれこそ条例でそこを細かく変えていくというか、加工することはないのかなというふうには思ったのですけれども。

(関谷先生)

最初から最後まで継続して参加というのは、どうかなと思いますね。ですからそれぞれの市民が参加したい文脈とか議会を通じて参加するというのは、本来ある市民参加の形になると思いますので、むしろ今のままでいいのかなという。

(D 委員)

はい、そこはわかりました。あと検討事項みたいなもので、市民意見の中で、星印で市民参加に詳しい市民サポーターが仲介し、行政や議会へ提案をするというので、市民サポーター制度というものがちょっとそこで出てきて、行政と市民を繋ぐ詳しいといってもどう詳しいのかわからないけれども、ちょっとこの考え方はちょっと面白いかなと思っていたのです。

1つの環境づくりの中に入れるといいかなと思ったのですけれども、例えば人材登録をしておいて、市民のほうがなかなか意見をまとめられない時とか、ちょっとファシリテーター的な役目をするというような役目も、そういう制度もあってもいいかなというふうに思ったのですけれども、それを考えたら今までなかったですね。

(関谷先生)

そうですね、これは委員会が間に入っていわゆる情報提供したり、議論したりするというのとはまた別に、ということですよ。だからこれは面白いなと思いますね。つまりその媒介役で、組織としての媒介ではなくて、具体的な個人として繋ぎ役を果たせないかということですよ。この話はいいと思いますね。

(D 委員)

そうですね、環境づくりみたいなところに、市民サポーターを導入するみたいな、参加のあり方というより環境として市民が参加しやすくなるサポート体制みたいなところで委員会でやればいいなと思うのですけれども。

(関谷先生)

これはイメージ的にはこういう人を登録制なり。

(D 委員)

そうです。登録制でしょうね。ごめんなさい、私はここで市民意見が出たときに、実際にその場にはいないので文書として出てきたもので、

面白いなというふうにとらえたのですけれども。そういうのがあったらいわゆる市民のほうの参加することに慣れてないというか、それで後ろのほうにも出てくるのですけれども、職員もまた市民の意見を出すのはすごく大変だし、職員もなんかストレートに言えないとなれば、職員の意見交換会のときもなかなか最初にうまくコミュニケーションできないというか、アイスブレイクしなければいけないような感じというのもあるので、その市民の意見を脚色するのではなくてうまくアイスブレイクしていくような形という、そういうイメージで、こんなふうに話していたら私はえらい長くかかってしまうので。

(J 委員)

私がかんでしまうと、今の話意見として長くなってしまいうけれども、発想としてあっても、私は現実的にそういうものをつくってしまったら、それを受け皿としてどこがやるのか、それから市民サポーターというものを実際に誰が任命して、それでそういったものに対して本当に公平な市民サポーターというのができあがるのだろうかということのないような問題点というのが、この私のところにも議会の中に入っていたのでね、これはあっさりとこれに替わるものがありますよというので、私はかわしているのですよ。ですからサポーターの論議をするのであれば、ここで始めてしまうと相当時間食ってしまうというのがあるので、私は、ちょっとそこはすんなりと、いいという発想はわかりますよ、仕組みとしては。だけどそれを例えば条例の中になんらかの形でもってサポーター制度をつくらせるような結論、やり方についてまではちょっと若干私は異論をもっているということです。そこまでにしておきます。

(E 委員)

ちょっといいですか。この市民サポーター機能というのは、非常に必要なと。要するに慣れていないということよりも、大体慣れていないですよ。それでそういう人たちにアドバイスをする、相談窓口みたいな機能を果たす意味であるわけだから良いなと思うのです。それをJさんの意見を加えて考えると別の組織の仕組みで考えるという手ももちろんあるわけけれども、例えば市民活動推進センターがあるわけです。

よね、ああいうところが相談窓口みたいになれば、あまり屋上屋を重ねないでいいのかなと思います。あそこは協働の場合の媒体となる、媒介役をやるという部分もあるので、そういうことが発想にあるとすればあそこにそういう機能を持たせるといいのかなという意見なのですね。

(D 委員)

それはすごくいいと思います。

(E 委員)

この仕組み、機能はすごく大事だと思うのです。

(D 委員)

そこに人材登録みたいにしておいて、というふうにしておくと、今はそういう繋ぎ方はできていないですよ。

(関谷先生)

いいと思いますね。市民センターであれば行政も支援できるし、市民も相談しやすいと。

(J 委員)

そういう形であるならいいですね。屋上屋であるならばもういいと。

(E 委員)

これからも公設民営というような、そういう方向みたいですので、そういう意味では比較的中立的な味も出てくるかと。

(D 委員)

それはいいと思いますね。

(関谷先生)

そうだとすれば、市民サポートセンターをどうするかという話が結構出てくるわけで、このサポーター制度、条例に盛り込むべきかどうかと

いうとそこは別にしておいてもよいのかもしれない。だからサポーターは、市民参加条例では市民サポートセンターの位置づけをどうするかという話にしておいて、サポーター制度はそのセンターの問題として別途位置づけておけばよいのかなと思います。

(E 委員)

先生がちょっといわれた、これは他のことでも関連するのですが、どこまで条例に盛り込むのか、あと施行令みたいなものがそこにつくわけでしょう、施行細則みたいなものがね、構造としては。その辺われわれは素人なので、これは、全部は条例にはならないのかなと。あとは、当然施行令だと、ほかの自治体をみても条例は条例であって、これを実行するには市長の権限による施行令で行うみたいなことが書いてあったり、それもどうかと思うけれども、施行令があると、そこで、細かいところを詰めていくというふうになっているので、そういう構図になっていますね。これ全部条例化というのね。

(C 委員)

それは無理ですよ。

(関谷先生)

条例は確かに細かな手続きまで盛り込んでいる条例もありますけれども、そうすると条例全体としてどうかなというのがありますし、だから条例はやっぱり理念、原則それから制度の枠組み、それからいろんな組織なりなんなり、その設置根拠ですね。このあたりを明確にしておけばあとはそこからどう枝葉でのばすかとか、外部の運用をどうするかとかは施行規則のほうでやればよいと思いますし、必要であれば、これは施行規則をさらに入れておけばいいと思いますね。何でも特に最後の部分まで盛り込むということではないと思います。

(C 委員)

それと解説文にまわるのは。

(関谷先生)

あると思いますね。ただ解説文には効力は全く何もないので、これを条例に入れておかないと今後何も始まらないという部分、これはとにかく盛り込む、あとはその根拠があればそこからどういうふうに解釈運用していくのか、細かな手続きから何からというのは定めるかどうかはその施行規則のほうでまとめてさらにいくということ。

(D委員)

でもそれは私たちが定義する中で盛り込みたい部分というのは絶対あるけれども、そこをそんなに明確に区別する必要はあるのですか。

(関谷先生)

提言の段階ではそこは明確に分けなくても、結局趣旨がわかればいいので。

(D委員)

そうですね。

(C委員)

ただ、行政がどうとるか。そのあとのフォローの問題がね、委員会としてのフォローの問題が。

(D委員)

そこは今の枠組みだとちょっと。

(委員長)

どこまで盛り込むかということについては、Eさん、今の説明で。

(E委員)

大丈夫ですよ。

(委員長)

では、先ほどのを続けて。

(D委員)

次に無作為抽出プラーヌクスツェレというのは、これは非常に職員の人たちはすごく反応して、これは流山の目玉にしようということで、皆さんあまり御存知なかったのかなとそういうことで、聞いたけれどもやっていない、ワークショップくらいだったと思うので、目玉にしたいという非常に前向きなそれは意見がありました。

それでサイレント・マジョリティーのこれだけのものを救えるのではないとか、あるいはその曖昧的に市民参加やりましたといったと、納得しない市民がいるのだけれども、そういうのは無作為抽出でやるとその市民参加ということが、かなり職員として気持ちが楽というか、やりましたという部分に、それもどうかなと思うのですけれども、そういう部分ではサイレント・マジョリティーの声も入ったよということで、かなりこれは積極的にほとんどの方がすごくこれは前向きにとらえていましたね。大変さよりも前向きにとらえていたということで、あとちょっと細かい話で順番がちょっと変てこなのですけれども、それともう1つ先生、パブリックコメントで、これはパブリックコメントの中で実際には今のパブリックコメントを修正するというので、条例の中に盛り込んでいて、つまり条例でいう税率等というふうな市民生活に影響があるというふうな形しかあえて参加する対象を、市民生活に大きく影響するものということで書き込んで、それを私は意味するところは、本当は手数料とかそういうものをいれてもいいのではないかと考えているので、そこを絞り込んでないのですけれども、ここに意見が出たのは、税率は対象外、パブコメでもこれは対象外になっているよという指摘が出てきたのですけれども、その辺はその枠組みの中で考えなくてはいけないのですか。もうちょっと私は曖昧にしておきたかったのです。

(C委員)

他の市は大体そういうのは外してしまっていますよね。

(D 委員)

外してしまっているけれども、それはこれから自治法だって変わっていい時期、地方自治が地域主権でものすごい枠組みを変えたい時期にね、そういう収入源のあるものに対して、それを市民がいっさい声を出せないというのは、私はちょっと違うなと思うから、あまりそこを明確に外してはいけないのです。市民生活に大きく影響するものってあえて入れたら、しかっと見られたので、その辺は知らんぷりしておいてもいいかしら。

(関谷先生)

自治法は間違いなく改正されると思いますので。

(D 委員)

ですよ。

(関谷先生)

どうなるかは今後わからないけれども、細かくはぼやかしておく。

(D 委員)

ですね。では、そうします。それからその次の市民参加と時間、スピードということなのですけれども、これはかなり意見がたくさん出たのですよ。つまりここまで市民参加をたくさん、1,000もある事業の中にPDCA全部事業をやって、それで時間はもともと流山市というのは政策決定までが遅すぎると、遅すぎる上にこれを市民参加全部の段階で全部の事業に入れたらもうこれはとても時間がかかってというところは、職員としてはすごく抵抗がここであったみたいで、その辺は市民参加とスピードとうまく、ある人はそれでそういう指摘をしながら、市民参加とスピードをうまく折り合いがつけるような仕組みを考えていくべきではないかといわれたのですけれども、その辺はスピードに対してはどういうふうに考えていけばいいのかなというのはあるのですが。

(E 委員)

ちょっといいですか。私全くDさんと同じ感想をもって、非常に職員さんが一番気にした部分かなと思うのですね。抵抗感があつたのかなという気がします。彼らがいっているのは、私の理解の仕方ですと今Dさんがいわれたような参加でいうと、非常に審議会とかなんだかんだとかいってやっていると、スピードダウンすると、効率が落ちると、市民ニーズがそのうちなくなった頃に決まってくることもありうるみたいなこともあつたりして、その中に1つは合意形成というのが非常にスピードを落とす要素になるのではないかと。そういうようなことが入り混じって今みたいな問題提起があつたような気がするのですよね。ですからもうちょっとその中からそういうふうに行くと、参加の対象を絞り込んで明快に基準を設けて、明確に作るべきだという意見もあつてですね、その辺の非効率化、スピードダウン、それを形作っている合意形成、それから参加の対象の多すぎる、明確でないみたいな、ことがいろいろあつて今みたいな意見になっているように感じたのですけれども。

(関谷先生)

これはやっぱり事業内容とか、計画内容によって市民参加の形も変わってくるのですよね、時間かけなければいけないものもあれば、チェックだけでできればいいという部分もあれば、それは本当にもう事業内容というのはケースバイケースになってくるので、あらかじめ線を引けるかどうかというところにはちょっと難しいかもしれないですね。ですからこれはもう段階的にやっていくしかないというのが実情ではあるのですよね。

(D 委員)

だから職員のほうとしては、そればかりをすごく気にしているという反対に、流山はあとでいいますけれども、実施、評価の中でしっかりと協働ができているかどうかという評価も入ったりしているのですよね。それはあとの問題でちょっと絡みますけれども、そういう部分で参加とか協働というものを前提で事業を進めるということが前提になっているのですけれども、それでもすごく抵抗があるみたいな、課長補佐の方から一番厳しい状況にある方たちだと思うのですよね。窓口からいわれる

し、上からもいわれるし、ということもあるから、意外とこれは本音だ
などか思いましたよね。一番困った状況に。

(E 委員)

1, 0 0 0 事業もあるのに、それ全部市民参加みたいな意見だったり
するので。

(D 委員)

実際にはやっているのですよ。流山でやっているのです。あとでちょ
っとその辺を質問したいと思うのですが。そういう声に対して仕組みは
市民側のほうに右のほうには、市民の声を反映するまでに時間がかかる
ことが想定される、意思決定までの時間を短縮できる仕組みが必要では
ないでしょうか。というふうに市民からもそういう声が出ているという
ことで、その仕組みを対処するということは、先ほど先生がいわれたケ
ースバイケースとか、運用していくとか、そこら辺でだからその事業絞
れとか線引きしろというのは、ちょっと違うかなとは思いますが、そ
の辺。今の参加の仕組み自体を変えていくことになるのだろうか、今
提案しているようないろんな段階でどんな方法をもって、だからアンケ
ートもあれば会議ばかりではないですよ。

(E 委員)

その辺は、理解不十分だなという点があるわけ。彼らがイメージして
いるのは、審議会みたいなね。全部審議会みたいなイメージがあるので。

(D 委員)

それで基本条例も1年のはずだったものが3年かかったとかね。それ
は想定が悪すぎたのです。最初の、甘すぎたのだと思うのです。ここだ
って1年でやろうというのが最初から間違っていたと思うのですけれど
もね。そういうふうな効率性といったときに…。

(関谷先生)

私は基本的には今の書き方を変える必要はあまりないのではないかと

思うのですね。これは、たぶん職員の方はまだまだイメージできていないし、もっといろんな手法があってそれをどう組み合わせればいいのかということですし、あと新規計画とかこれからいろいろ新しくやっていくようなことについては、確かに委員会なり審議会とかを立ち上げてということもあるでしょうし、あとはもうルーティン的に回していくような事業については、今年度はこの部分の参加を重視したけれども、今年度評価の段階でもっとこの段階でも市民が参加すべきだということになれば、またフィードバックして、またその形とか組み合わせを変えていけばよいという話ですから、その辺の強弱というのはある程度でてこざるを得ないので。だから条例上は普通に、あとは解釈運用を。

(E 委員)

それを忘れない内にいうのですけれども、結局われわれの説明不足もあるし、かもしれない、時間の問題もね、それから相手の勉強不足、職員さん、市民の方の勉強不足、時間がなかったとか何とかあると思うので。特に職員さんには、やっぱり実際にこれが条例化して施行細則ができたりすると実際に彼らにやってもらわなくてはならないわけですよ。だから本当に十分理解してもらわなくてはいけないので、ですから何回か、1回か2回か、もうちょっと煮詰まった段階で、やっぱり理解を深めていただくという意味で説明会、意見交換会みたいなものを行ったほうがいいのかなというそんな感じがするのですよね。

(D 委員)

それは職員の方々からのアンケートでもそういう答えが、もう少しやりたいというふうに、素案ができあがった段階でやりたいということがありましたので、それはこの委員会で考えたらいいのではないですか。それはここにも書いてありますので。

(C 委員)

それとあれでしょう。何かあったときに、こと細かくこういう条件があってこうなったのでちょっとということではできないでしょう。そうするとやっぱり先生さっきおっしゃったように法案とか原則だけ決めてお

いて、あとは協働推進委員会とかができるではないですか。そこで実際に運用していく中で行政があんまりちゃらんぼらんなことをやったら、そっちがしっかりやるようにもっていくとか、具体的な事例を積み重ねていって少しレベルアップしていくというようなことでいいのではないですか。

(関谷先生)

あとは役所内の手続き的な部分で規則なりなんなりをつくったほうがいいという話にもなってくるかもしれないですし。

(D 委員)

はい、わかりました。その次に応答的關係という、これは職員の人のほうが問題をやっぱりすくいところがないというところと、あとは回答が全然返ってこないという市民の不満はあるけれども、それは黒丸にして一応盛り込んでいるから、それはすごく今回強調していて、それは機能できるかどうか知らないけれども入れているということで、一応評価は黒丸で入れましたということです。

それからあとは先ほどEさんがおっしゃった合意形成ということですが、合意形成するためには私は市民参加をするのかなと思っているのですが、合意形成をはかるために市民参加も図るのでは。

(E 委員)

彼らのいっている合意形成には、こういう会議体で、何かの参加の機会に会議体であれば合意形成は出るのですけれども、Aさんがこう言ったとかBさんがああ言ったと、ただワーワーいうだけで市民側の意見として合意形成ができるのですかというニュアンスだと私は理解したのです。それなのでこれはちょっと、もちろん審議会ではないけれども、何かの会議体みたいなことでそこに意見、参加するということになるのであればいいですね。PDCAをどう考えてもですね、その段階では会議体として何かの合意形成は市民の意見を入れて、皆の意見を入れて合意形成を諮るわけですから、そんなに心配はいらないのではないかという気がしているのですけれどもね。

(D 委員)

これはそんなに久しく議論することはないかなと思ったので。

(関谷先生)

合意形成できるかどうかはまったく心配ないと思います。

(D 委員)

その辺はやっぱり今まで市民参加といいながら、そういう形のシステム的に市民参加はやっていないから、ぽつんぽつんといろんなところでぽつんぽつんとやっているから、やっぱりそれでまた財政をきめたらけしからんとなるので、トータルでやっぱりできていない部分の現状の中で心配だと思うので、ただそういうふうな意見交換をする時間がなかったなので、ちょっとそれは受け止めますけれども。

(E 委員)

彼らが心配するのは窓口で、同じようなテーマについて、Aさんがワーッと行ってくるとまた同じテーマでBさんがワーッと行ってくと、その意見が若干違うと、そういうのはどうやって合意形成するのですかみたいなニュアンスだと思うのですよ。だから会議体みたいなことでやれば、全然問題はない。その場で意見を言って、少しはひっこめたり、でっばったりするでしょうけれども、調整はできるわけですから。

(関谷先生)

だから応答性というのは、そういういろいろなA意見B意見がでてきたときに、それを行政としては、こういうふうには受け止めて、自分たちとしてはこういうふうにとりあえず考えましたと、これでどうですかと行って、またというやりとりということですね。その部分で時間がかかるというのはある程度やむを得ない、だから行政の場合どうしても時間性、効率性という話をしがちですけども、これはあまり認めすぎてしまうと市民参加が形骸化してしまう……

(D 委員)

全くなくなるという、そこら辺がやっぱりまだ職員の意識というか、建前は市民参加なのだけれども、そこがまだまだかなというのがすごく、厳しい立場であるのでしょうけれども、それと私は合意形成を諮るコーディネーターというのはある種行政の職員ではないかと思うのですけれども、それは市民としては自分の意見とか団体の意見とか、そこでその合意形成うまく諮っていくのは、それは職員のほうで、それで市政というのはこうであるということで、だからそれは職員としての力量の問題があるのではないかと思うのですけれども……

(E 委員)

さっき先生がおっしゃったことと、今Dさんがいわれたことで、これは今後行政さんにやっていただくときに非常に大きな障害になりうると思うのですけれども、もっと自信をもっていいと思うのですよ。コーディネートをするという意味で、それは市民の、ABCとみんな意見も違うものが出てくるわけですから、自分たちが思っていることとは違うわけですから、それを自分たちが責任をもって積極的に自分たちが解決していくと、コーディネートしていくと、調整していくということを、自信をもってこれはたぶん今Aさんからいわれれば「ああそうですか。」と、Bさんからもいわれて、皆困っていると思うのですよ。だからそこから発想してくるから、今みたいな話になるのであって、もっともっと先生がいわれるようなことを、自信をもって彼らがやりきればいいと思うのですよね。

(関谷先生)

ただ職員に即して一言申し上げれば、それでも確かに混乱する可能性はあるわけですね。そういったときのエクスキューズの間というものをつくっておいたほうがいい。それは例えば、その委員会のほうにちょっと投げるとか、媒介を頼むとかいうふうなツールはどこかに残しておいたほうが、「自信をもて」といっても、それは当然持ってもらわなくては困るのですけれども、それでもなかなかうまくいかない場合もあるわけですから、その部分どうするかというのはちょっと考えておいたほう

がいいですね。

(D 委員)

それから提案審査会については、企画政策の人はすごく仕組みや構成を厚くできないかと考えているということは、われわれが提案できるのはそこまで仕組みを運用まできちっとできない部分でポイントだけおさえてあるので、それを行政が受けて、そういうふうな形という前向きな意見は出ました。ということで、それもできるだけプレゼンのときは公開の場で市民の、市民も徹底的に議論してもらおうということで、それは公開の場でと書いてありますよね。

(E 委員)

見たのですけれどもないのですが。

(D 委員)

ないですか。ではそれは入れなくてはならないですね。

(J 委員)

行政が実施時期を明確にするということで。それはもう……

(D 委員)

では、それは入れておいたほうがいいですね、わかりました。

(E 委員)

各種提案は全て公開でということで、プレゼンから審査から結果まですべて公開でという提案でしょう。それは気になってちょっと見たのです。それから、今の公開、公表の問題なのだけれども、提案の、各種提案がありますね。それを提案の段階を公表するべきだという意見があるのです。

(D 委員)

こういう提案が寄せられたということでしょう。

(E 委員)

そうです。

(D 委員)

それはよいのではないですか。

(E 委員)

それは1つの案としてここに書いてあるのだけれども、『広報ながれやま』か何かに、常設の市民参加コーナーみたいなものをつくってもらって、そのトピックスを、こういうものがありましたというような。

(D 委員)

でも年に2回くらいするのであれば、そのときにちゃんと窓口になってもらって、それは毎回、毎回では困るから年2回の時期にこういう提案がありましたというそれがこういうふうになりましたというようなね。

(J 委員)

提案審査会のマターができたときに公表するということでしょう。

(E 委員)

こういう提案がありましたということを、公表すべきだという意見なのです。

(I 委員)

こういう内容がきましたということ。

(J 委員)

それは提案審査会に行く前の話？

(D 委員)

提案審査会に出したときですよ。だからその年に2回なり受け付けた

ときにこれは審査されましたとか、却下されましたとか、こういうふうになりましたという形で、それはパブコメとか今そういう公開をしていますね。こういう内容がきましたよという全部ではないけれど。

(E 委員)

だからこれは『広報ながれやま』にそういうコーナーをつくれば。

(D 委員)

だから提案から審査まですべて公開するという形でいいですよ。

(C 委員)

ちょっと初歩的な質問で申し訳ない。提案審査、提案されたら必ず受け付けて審査するのですか。

(D 委員)

却下される場合もあるでしょう。

(C 委員)

却下というのは、それは提案として用件を満たしていない場合とか…。その段階で広報に公開していいかなというのをちょっと考えました。

(D 委員)

私はいいと思いますよ。だってそれは用件を満たさない説明責任があるわけですよ、受けたほうは。そしたらそれは用件を満たさないとか、例えばなんとかなんかやめてしまえという話があったら、そんななんとかといっても、それも人格的に誹謗中傷するようなものがあったら、それは却下するではないですか。そういうのは明確にすべきだと思うのですよ。

(C 委員)

それもオープンにしますか。

(D 委員)

私はそれが誠意だと思いますよ。

(I 委員)

ただそれをオープンにしないでほしいというのも入れてもいいのではないですか。公開してもいいし、しなくてもいいというのを、提案する側として。その却下になったときに、ちゃんと議論するところまでいったら、もちろん出てくると思うのですよ。議論するところまでいっても出さなくていいような内容であれば。

(D 委員)

私はちょっと違うと思います。情報公開なんかであれば審査請求があったときに、こういうものの審査請求をやりましたと全部明確にするわけですよ。それでそれだから却下になりましたとかとやるので、それは当然中身の問題で、細かいところまでではないですけど。

(J 委員)

それはちょっとわからないですよ。そういうふうにしてしまったら、さっきいったサイレント・マジョリティーに通じるものであって、そんなふうにされるのだったらいやだわという、実際に参加したいことだっってそんなことをされるのはいやよという。

(D 委員)

政策提案をするわけですよ。

(J 委員)

政策提案でも現実にその政策提案者としての自分が公表されることがいやだということが。

(D 委員)

だから誰がというそれは必要ないわけではないですか。誰だとか、どの団体がというのは必要ないわけで、内容的には当然政策提案ですから。

(I 委員)

内容はいいと思うのですよね。

(D 委員)

名前は必要ないではないですか。

(E 委員)

これはやっぱり公表したほうが市民の市民度というか、市民力というか、それは勉強になりますよ。だから成熟となっていくと思います。

(D 委員)

これはどういうことがあるかなということで新座市かどこかで調べたら、水道の水の漏水なんか節約するような政策提案みたいのがあって、それが取り上げられたと出ているのですよね。そうするとああこういうふうなものもあるのか、まだもっと違うものにしようとか、そういうふうになって、それは触発するような刺激するような感じで、名前なんて個人なんて必要ないじゃないですか。内容ですよ。政策提案ですから。

(J 委員)

だから審査会の内容というものをもう少し考えておかないと、それだけで本当にいいのかなという気持ちもしないでもないのですね。そういうふうに受付の段階でやってしまうと。逆にいえば提案審査会で名実に通過してこういう形でもって受け付けましたというそういうのであればわかるのだけれども、実際出たもの全部オープンにしろというところだけは本当に必要なのかなと思います。

(D 委員)

ただ書き方としてですね、書き方として提案から審査まで公開の場で公開するというふうに書いておけば、それは例えば提案審査会ができたときにその辺の運用みたいなものは、細かく詰められるのではないですか。ここでその私は基本的には公開すべきだと思いますけれども、ここ

でそうじゃない、そうであるというふうな形で、そこまで提案審査会のものは詰められていないから。

(J 委員)

そこはここで話し合うことではないと思っていますよ。

(D 委員)

だからその提案から審査まで公開するくらいの曖昧な形でいいのではないかと思うのですけれども。

(J 委員)

そのところは少し弾力的にもうちょっと具体的な時に真剣に考えていかないと。

(関谷先生)

提案審査会の、その制度運用をどうするかという規定は当然設けないといけないと思うから、それをどう描くかというのが1つあると思うし、あとは形式要件と実施用件ということを考えてときに、形式要件はそれこそどういう事案がでてくるかというので例えば誰だれ課長やめろとかそういうものも出てこないとは限らないので、そういう形式的な部分でもう受け付けないという部分はどこかで作らなくてはいけない、それまで公開すべきかどうかというところと本当にもう1番低いハードルの部分はどうかというのは1つあると思うのですけれども、それをクリアしたものは基本的には全部公開ということによいと思います。

(D 委員)

だからそこまで運用を、提案から審査まで公開するというくらいの話で、そのくらいは書いておいて、あとは……

(J 委員)

だからそれならいいのですけれども。逆にいうと世相は非常に世知辛くて情報ということを通じて非常に危険な1つの動きがありますから、

それをちょっと心配してしまったのです。あまりそういう調査するようなことをしていいのかなと思ったので。

(D 委員)

ではそうしましょう。

それで、右のほうの下のところの星印、これは私コミュニティに入るのかなと思ったのですけれども、ちょっと分類されていたので。ではそれでいいですね。地域の課題は地域の人しか解らない、先ずそれを自覚し地域の人たちが話し合う場づくりをする、それが提案の前提となる。では、これとして提案の場となるというふうな、積極的に。

(C 委員)

そういう意味でこちらは書いています。

(D 委員)

ただコミュニティがこういう提案活動、具体的な提案活動をやりましょうねという部分が1つ入っている…。

(C 委員)

入っています。

(D 委員)

ああそうですか、はい、ではそれでは。

その次がすごい問題で先ほども推進組織のあり方で、これは先生が最初のときに私が欠席したときに前回のときに、アドバイスいただいた部分で、いわゆる評価の手法とか、評価自体というものをどこでうまく回していくか、つないでいくかといったすごい手法に絡んだ部分だと思ひまして、質問内容としては、推進組織が屋上屋になるよということが書いてあるし、それからあとはまたスピードが遅いよということが書いてあるのですけれども、私が質問したい内容は右側のほうの米印の二重丸で、つまり先ほどちょっと触れたのですけれども、いわゆる評価に対して市民参加をどうしていくかというところを前に先生がいわれていたと

思うのですが、そこは実をいうと先ほど1,000もある事業、全部に市民参加するのかと聞いていますけれども、実をいうと私昨日慌てて調べたら、施策評価と事務事業評価というものがあって、施策評価は総合計画で36ですよね、事務事業評価は全部で900ですから、それで全部の実施計画の全ての計画は全部評価されているのですね。それも課長レベルですから兼子さんが一番詳しいと思うのですけれども、主管課長がやるのですよね。それで評価シートというものが、しっかり出てきて流山は、全部各課長がでてきて、第1、第2というふうに流山で全部出てきて、それで私詳しいのはちょっと慌てていたから頭に入っていないのですけれども、そういう中で全部事務事業とか施策評価していったその評価の指針というものが、例えば個別評価のところに必要な性、公益性、代替性、協働、協働というのもあるのですね。協働というのは参加とは入っていないのですけれども、協働という指針がちゃんと入っていて地域、参加はここに入れたほうが良いと思うのですけれども、今のところ協働に入っていて、地域、企業、NPOとも連携し、協働できているか、役割分担できているかというところで、これは1、2、3、4番ですか、5番目に入っているのですよね、それはちょっとよくわからないのですけれども、これはホームページにちゃんと出ていてそういう中ですでに協働は全ての段階に事業の中でやられているかということは、指標として入っているのですね。だからそこをうまく参加、協働で指標に入れてもらって、それでその評価をまたどうやって返せるか、それはみえないのですけれども、この流れの中にもうちょっと膨らませていたり変えて、少し変えていくことによってうまく参加、協働の評価というものが流れによってその次の前に改善に繋がるのではないかなと思うのですけれども。

(関谷先生)

恐らくこれこのチェックシートで一定の評価をしていて、こういった指標も入っていると、そこで検討されたものが市民との間でやりとりされているのかというと、そこまではやっていないのですよね。だから結局は行政内部においてどうなっているかということです。だからそこを市民に開いて、市民と、全部というのとはなかなか難しいにしても、市民

との間でやりとりをしてフィードバックしていくという部分を少しでも開けるかというのがポイントですから。

(D 委員)

そうですね、だからそのところにうまく今までその900もある事業をどうやって市民参加でやっていくかといっていたけれど、現実にはやっていないのですかというのがあるのですから、そのところをもう少しやればそれでそれを市民と繋いでいって、それでそれをフィードバックしていくという形が、それでやっぱり課題と今後の方向性とか必要性とか全部それは評価しているわけですから、それは市民できちっと市民も通しながらみていったときに、これは推進委員会との絡みになるのでしょうか。例えば先生、こんなですけれども。

(E 委員)

今やっているこの、これは1つの指針だけれども、一応オーソライズされているのでしょうから、その中の、市民参加をして……

(D 委員)

実際にはその36施策の全ての目標値を設定するときは、その指標値はまちづくり達成度アンケートという3,000人を対象にして、これはランダムだと思うのですね、そのアンケートを参考にというところで、かろうじてちょっと市民参加みたいなものがちょっと入っているかなと思うのですけれども、そういうところまでは入っているのですよね。だからその流れをもうちょっとオープンにしながら、市民参加と組み合わせればいいのかと思ったのです、兼子さん。

(兼子コミュニティ課長)

今、チェック体制というのは1つ情報として、こういう形で行政やっていますよ、までなのですね。そこでホームページ上で公表をしていると。公表の中に、今Dさんがいったように、そこに市民参加、市民の評価をどうやって反映させるかというところの議論はあると思います。

(D 委員)

それとそこで市民参加が絡める、例えば、評価シートの中には市民参加は入っていないわけですね。まちづくり達成度アンケートを参考に
してはやってはいるけれども。

(C 委員)

これはあくまでも、課長さんの自己評価でしょう。ここに市民を入れるのはちょっと。

(関谷先生)

これはあくまでも内部評価だけれども、この情報を今度市民参加の委員会のほうに、流して行って、それも全部というは大変だけれども、委員会のほうで、今年度はこれとこれとこれをというような形で、段階的に網羅していくというふうな、市民目線からの一定の評価をして行って。

(E 委員)

これはこれでいじくらないほうがいいと思います。

(D 委員)

これを情報として、今やっている情報を、推進委員会に流してそれで今後の課題取り組みとか、強いていえば協働だけではなく参加という個別評価の指標に入れてもらいたいものだけれども、そこに入れてそれでそこも含めて、情報として流してもらって、今後のちょっと課題とかもあるわけで、それで市民参加からみてどうなのかというところもあって、それは推進委員会が庁内の何とか部署にかえしていくという。それで課長は課長レベルでこの中身はほとんどわかっている、自分たちで評価しているからわかっているからという形だと、そうすると事業、全ての事業が市民参加になっていくという、全然大変ではないではないですか。

(関谷先生)

このしくみをいじるとなるとたぶん大変だと思います。

(J 委員)

すべての事業をみていくというのは、例えば今だって事業仕分けとあって、行革のメンバーが入っている事業仕分け委員会みたいなものがあるってやっているでしょう。それだって900のうちのいくつかをやっているわけでしょう、結局は。

(D 委員)

事業仕分けはもちろん取り出しです。

(J 委員)

取り出しにしたって、実際そこは市民参加という形を、実際に入れているわけですよ。市民参加してやっているという形はあるわけですよ。だから今ここに書いてある意見というのはたぶん、何でこういう自信に満ちた気持ちになるのかなということを想定すると、結果的にせっかくそうやって市民参加でやってきた評価にしたって、結果的にまたそれを事業仕分けでもって公表したほうがさらにまた市民でもって、違う市民でもって、また元の木阿弥にされているという事実がいくつもあるわけですよ、今流山市にはね。私はその事実を知っているのですが。だから市民参加したって結果的には行政の職員が苦勞するだけの仕組みだったら、いやですねということをつぶんここにしているのではないかと。だからこの推進組織については今いわれたように、もう少し中身を工夫すれば、この意見として徒勞ではないかということのを救えるような内容というのは組み立てられると、そういうのをこちらがもう少し深掘りして用意してみせればいいのではないかと思っていますのですよ。

(D 委員)

それがこれではないですかと私はいっているのですけれども。

(J 委員)

これ900全部を推進委員会でやっていくことになる、それはちょっと。

(D 委員)

だからその辺はどういうふうにピックアップするのか、例えば兼子さん、事務事業の900というのは、課長が全部900全部みているのですか。施策評価は36ですから、全部の事業にかかる36の施策評価は、それは公表されていないのですよね。

(兼子コミュニティ課長)

このことについては今Dさんがいったように、900全部、課長は900全部なんかみられないですよ、正直なところ。自分のところはみますけれども。ただこれを市民の意見がどんどん出てきます。それはまた1つ1つ900も、また委員会をもってやっていくとなったときに、またやらなくてはならない。課長が全部、また会を、集まってやらなくてはならない、1つ1つ。その部分の時間は二重の時間なのですよね。例えば補助金などは一番あてはまるかなと思うのですけれども、補助金審議会というのがあります。補助金審議会はもう廃止ですよといわれながら、課長は戻ってきてそれではなくて、こっちのまた補助金を申請している団体との交渉があつて、その分また大変な時間を食う。それでまた補助金部会はどうしても必要だとなると、またもう一度。その時間というのがたぶん、前回の職員との意見交換会の中身ではないかと思うのですね。だからこれはすごく難しいと思うのですね。やらなければいけないことは絶対あるのですよ。でも900全部をやっていくかというとならばやっぱりそうでない部分があるから。

(D 委員)

もちろん段階的でいいので、ただ原則的にはそれは、線引きはできないのだからということもあつたっていいので、実際は運用としてはいきなりそんなにできるものではないけれど、ただこの事務事業というのは実際にマネジメントシートというのは、課長が書いているわけではなくて、そのシート作成者がそれぞれ自分の担当の作成者が書いて、課長が統括するわけでしょう。

(兼子コミュニティ課長)

そうですね、最終的な判断は。

(J 委員)

行政だからここまでマネジメントについてもきちんとかこう書いてきて、きちんとか公表しているのだなと思って、こんなの民間じゃ考えられないものね、とんでもなくなってしまう。それだけに私なんかなるほどなと思ってみているのだけれども、ただそういう意味でこの趣旨はあくまでも市民参加の部分というのがだいぶあるのだけれども、この900まできちんとか見なければいけないというマストまでもっていくという考え方はちょっと行き過ぎではないかと私は思います。

(D 委員)

だからそこではなくて、ここと関係をもてないかということ私はいっているのですよ。その事務事業評価とか施策評価の部分と、庁内にある評価と関係はもてないでしょうかという連携を、推進委員会が、私は今までこの、何となく事務事業評価をしているのは知っていたのだけれども、あまりピンときていなくて、それでみたら、こういう流れの中と関係をもつことによって、それは900かどうかとは別として。

(E 委員)

全部ではなくて、この中のいくつかを、1年に5個が10個かわからないけれども、これを取り上げて推進委員会と一緒にあって、市民参加でリサーチしていく。そこからでてきた問題を、また返して、改善を要請していくと。そういうふうにしていかないと。

(I 委員)

それはあくまでも市民参加の一環の提案の中でやればいいことで、中に始めから入れる必要はないかなと思います。そういう事業評価をしたいと……

(E 委員)

どこの中に？ 入れなくてもいいというのは、どこの中ですか。

(I 委員)

この条例の中というか、この評価を市民参加条例の中でこの事業評価をする仕組み自体を入れる必要はなくて、例えば提案の中で事務事業評価をしっかりと市民の目線で、評価をしたいという提案があがってきてそれが採用ということになれば、そういう評価をすればいいと思うのですけれども。

(E 委員)

これは最初から評価というのは入っているのです。

(D 委員)

入っているのですよ。

(C 委員)

市民参加がきているかどうかという評価をするために、Dさんはその協働のちゃんとできているかどうかということ、評価しよう。ですからそのためにこのシートがあるから、この中に課長さんたちに市民参加を本当にやりましたかという一項目を加えてもらえば、それで……

(I 委員)

それはできないですよ。全部を本当にやってしまうということになるわけですよ。

(D 委員)

例えばこれでここと連携をもって事務事業の流れとか、施策評価とか、事務事業評価という流れが庁内にあるわけではないですか。推進委員会もこっちであるわけではないですか。そしたらその一部か何か知らないけれども、そのものを情報としてみて例えばこれは1枚だけでも、これは私面白そうなのでここだけピックアップしたのだけでも、そうやってピックアップして行って各例えば施策ごとにブワッとあがって、施策の36、1つずつとってもいいわけですよ。それは流させてもらっ

てそれで推進委員会としてそれは問題点とか協働とか参加とかどうなのかというふうに見ていける部分としてのすごく重要な材料でもあるのではないかと。

(I 委員)

それはそうなのですけれども、ただそれはここの事業評価というかこの事業についてちょっと情報の公開が薄いかだとか、本当は何か変なことをやっているのではないかというようなのがあったときに、市民がその部分についてしっかり事業評価をしたいということが出てきているからでいいのではないですか。

(D 委員)

違います。

(C 委員)

私のイメージは市民参加協働推進委員会があるから、そこは本当は市民参加が行われているかという評価を行うところだと思っているのです。その評価を行うためにこれを使いましょうというDさんの提案だと私は思います。

(D 委員)

そうです。そうなのです。

(I 委員)

僕は市民参加に対して……

(D 委員)

推進委員会の機能は、本来そうなのですよ。それでどこでそういうふうなきっかけをつかめばいいのかということがわからなかったのだけれども、これがあるじゃないのと思ったわけですよ。実際の流山は……

(C 委員)

一番理想的には全ての事業をP D C Aのサイクルに従って、本当に市民参加やっているのかということをも市民目線でチェックできればいいのだけれども、そんな細かいことはできないから。

(J 委員)

それは、ちょっと話を奪ってしまつてごめんなさい、それは、わかりました。それはそれで素材であることは事実なのですね。ただこれはわれわれが現にみているわけで、これは。私自身ははっきりいえば愛読者なのですよ。特に市民生活部コミュニティ課なんていつもみているわけですよ。だからそれは市民として当然の私なんかはコミュニティのところに特に関心をもっているのでもいつも見えていますよ。だからみていることに対して、今後逆に推進委員会がつくられて、そこでもって市民が入ってこのメンバーがちゃんとここに書いてあるどこまでやっているということまで、本当にみているのかということまで、その責任も実際かぶせることになるから、だからあまり今ここでもって、これを使わなければいけないとか、これを使いましょうとかいう言葉まで、ちょっとまだここで決めないほうがいいのではないかと、私は。Dさんがいわれるこういうものがありますねというのはわかるのです。これは1つの、ワンオブゼムにしておけばいいのではないかと思うのです。だからそれはまだ今ここで決める必要はない。ここまでこれを使ってやらせるという話まで決めることではないと私は思います。

(D 委員)

この間の先生のご発言を読むと、できるだけ実効性のある部分といったときに、これと連携を私はつかむというより、この庁内施策評価システムとか、事務事業評価システムと推進委員会が連携をもつと書いておけば、それで十分だと思うのですよ。私はその流れは市民として当然公開されているのだから、その流れをしっかりとやって、これはものすごく大きな流れとしてあるわけですよ。その流れと連携をもつといたら非常に具体的ではないですか。そのあとはもういいのですよ。でもそれは書かなければ、何か推進委員会が宙に浮いて空回りするような気がするのですよね。何か流れが何かないかな、具体的な実効性の担保に何かな

いかなと思って探したら、なんだ、この流れがあるのだと、そことドッキングすればいいのではないのと思ったのだけれども、それぐらい……

(J 委員)

だからそれは別に否定はしていませんよ。ここでそれをあまり…

(D 委員)

なんでそこを、連携をもつくらい変えてしまっただけではいけないのですかということなのですよ、私は。

(J 委員)

私はまだこのこと自体が実際にオープンにしていること自体が、実際それはこの推進委員会の中でもって、では、きちんとみていくものだというので、こっちに責任が移譲するのではないかと心配があるのです。移行してしまうのではないかと。これ条例をもってその大きさというものについてマッチングさせるのですよと、では条例に基づいて、このここでできた推進委員会がこれをきちんと管理するのですというそういうことで、つくっているという話に。

(D 委員)

ならないでしょう。そんな力があり得ないではないですか。これは庁内の課長辺りががっちりとして庁内の流れで、そのここまでのすごい流れの中でやっているわけですから、推進委員会がそんな、とてもそんな……

(E 委員)

ちょっと提案です。8ページに、この参加条例の最終案ですね、説明資料に使った、8ページのちょうど真ん中くらいのところ、ちょっと上のほうに、エ評価改善段階というのがあって、これは市民参加ですね。その何行か下のところに具体的方法というのがあります。その二段前に評価した結果を改善につなげるシステムを確立させる必要があると。このことをいっているわけですよ。この中にひとこと評価した結果を改善につなげるために、現在行われている事務事業評価、施策評価と関連

させて、連携させてシステム化する必要があるというようなことで私はいいと思います。

(D 委員)

連携してということ。

(E 委員)

そうすれば深入りもしていないしね。

(D 委員)

現実にはある流れがものすごく大きな流れの中で沿っていけるという。

(E 委員)

これは、私は、きちんとした独立したシステムだから、これはこれでいいと思うのだけれども、これにどううまく連携できるかということ。

(J 委員)

もう1ついいたいのは、この事務事業マネジメントシートというのは、これは井崎さんになってからつくった仕組みですか。それとも前の眉山さんから。

(兼子コミュニティ課長)

井崎市長体制からなので、評価関係は。

(J 委員)

ですよね。だからということは、結局これがなくなってしまう可能性もあるわけでしょう。

(D 委員)

それをいっていけば全部なくなったり、人が変わったり、市長が変わったり……

(I 委員)

僕がパッと聞いて思ったのは、これは900全部やっているということなのですかね。僕そこまで逆にそんなにいるのかなと思ったような気もしたので。

(D 委員)

それは庁内のほうでしょう。

(I 委員)

もちろん庁内のほうでやっているからというのもあるのですけれども。

(E 委員)

では、そのあとはこれで連携できないかという、システムを放出したほうがいと条例に織り込んでおけば、そうすれば、そこでそういうことの何を取り上げるかということは運営サイドで決めればいいことで。

(D 委員)

だからその流れに連携してシステムを構築するくらいの、それくらいで書き方としてはいいのではないかと、そしたらそれはもうあとはどちらかの問題で、それで決して推進委員会はこれを全部管理まではできないと思います。

(J 委員)

だからそういうふうに聞こえてしまったから、だから私は心配してしまっただけですよ。ちょっとその900の数までやってしまうと、逆にいえば市民にその見ろということ全部押し付けることになりはしないかなという心配があったのですよ。

(関谷先生)

全部をやらなくてはいけないとするのではなくて、市民がこれだと思ったものはピックアップして、確認できるような形にしておく。だからその役所内部の評価の仕組みとこの推進委員会を接合させるというのは

大事です。根拠として条例に入れる。その推進委員会のこれはまたある種の運用、つまりそこにどう描くかということになるのですが、一応役所としてはこういった情報をしっかりと流すような仕組みをしていくと。あとは委員会のほうでまた今年はどういうふうに取り上げていくのかということとは判断していけばよいのですね。

(C 委員)

委員会のほうで特にそういう評価システムとか評価アンケートをやっていく考えはないのですか。

(D 委員)

委員会は評価しなければならないと書いてあるのですよ。だからその辺がどういうふうに関実に評価できるかということが、すごくわからなかったのですよ。

(C 委員)

これ使うところは説明しなくてはなりませんね。

(D 委員)

そう、しなくてはならないですね。今後変わるかもしれないですけどもね、とりあえず今できることは書けるのではないかなと。

(関谷先生)

このマネジメントシートがこのまま続くのかどうかとしても、評価の仕組みというのは、行政としてやるのが責務ですからね。それと推進委員会の

(C 委員)

行政の自己評価制度をもっと活用するとか、そういう書き方で

(D 委員)

いや、でもこれは実際に現実に今あるのですから、そんなに行政の自

己評価や事務事業評価、施策評価システムと連携するということで、私は今の段階でそこまでよいと思います。

(C 委員)

具体的なシートの名前まで入れないから。

(D 委員)

事務事業評価と施策評価というふうにして、書いてあるからそれでいいではないですか。シートまではいらないのではないですか。まちづくり達成度アンケートは、それは行政が出していて、それをこの中に参考にしながら指標で分析しているのですよ。

(E 委員)

ある意味ではね、市民参加も入っているのですよ。

(C 委員)

だから、あそこに市民参加ももう少し入れてもらうとかね。

(D 委員)

私はそれぞれ個別評価で協働だけではなくて、参加ということも入れてほしいと思っています。

(関谷先生)

もう1つ考えておくべきことは、スピード、スピードとここに出てきますけれども、これは単年度で考えるのですね。単年度で考えるのは行政の側の論理なのです。市民がどう参加していくのかということは、別にその論理に乗っかる必要は必ずしもないわけですね。だから例えば900というのも、単年度で考えるから大変な話になってしまうのであって、例えば前年度のものも今年度1年かけて市民がいくつかをゆっくりチェックしていくと、あるいはここはどうなっているかということも職員とやりとりしながら時間をもって、評価をしていくという部分も本来はあっていいのです。単年度でやるというだけではなくて、多少時

間はかけながらやるという、これは条例の話ではなくて、それは推進委員会としてどうしていくかを決めるということですね。そのことは、一応想定はしておいたほうが良いと思います。単年度で全部やる必要はない。

(C 委員)

もうちょっと詳しくは推進委員会が本当に行政にヒアリングするとかそういう…？

(D 委員)

それはもちろんこの章建てがあって、でもとりあえず何かのシステムを構築すると勝手に書いてあるのだけれども、構築するシステムの何もなかったから、とっかかりがなかったから、とっかかりとしてあとはそれですむことで。

それと、参加の環境づくりについては I さんが書いてくれているので、私は、ここはちょっとあとで閃いたことがあるのでということで、では、あと条例の構成の中で何か国家総動員体制と大差ないのではないかと、主権が市民にあるということが明確化されていないという、5 ページなのですけれども、それは市民の人から出ていたのですけれども、なかなか協働というところはすごくそういうふうに見えるというのが、市民の意見としてあったのかなという感想ですけれども、ただやっぱりこれは前文とか何かはかなりきちんとその辺を明確に市民が受け取れるように、条文で受け取るより、前文辺りで私は前文辺りでその辺はこのまま言葉で書くのではなくて、もう少し市民が主体であるという部分明確に書いたほうが良いのかなと思いました。すみません、前文担当の B さんにちょっとその辺を感じましたので。

(関谷先生)

おそらくこういった意見というのは市民参加というものが、行政に都合のいいように使われてしまうことが懸念だと思うのです。だからそこをそうではないのだということを問いかけになれるかどうか。

(D 委員)

以上です。ありがとうございました。

(委員長)

はい、ありがとうございました。5分ほど休憩をとりまして、15分からあの時計で15分からスタートします。

●休憩●

●再開●

(委員長)

では、次はJさんからいただいている議会への市民参加、そのあとIさんから推進のための環境づくり、そしてコミュニティはCさん、そして最後にEさんからいただいたことについてということで、では、Jさん。

(J 委員)

私のほうは市民との意見交換会の内容とそれから職員との意見交換会の内容と、順番に一応まとめて市民との意見交換会はポストイットに出された内容全部を一応拾ったと、それから市の職員との意見交換会は一応議事録に出されたものは全部拾ったということで、議会に関わるどころ、それから1番に行政と議会とのもありましたけれども、それも議会が入っているということを前提にして、一応拾ってあります。

最初の項番の次に対応、項番でいえば市民との意見交換では13項目、それから職員のほうは8項目で全部で21の意見が寄せられたと。それで最初に対応のところに二重丸、丸、三角とありますけれども、これは私の一応ある意味で独断に近いのですが、二重丸は全くそのとおりですね、丸もそのとおりですねということでもうさわらないよと。ただ三角のところは少し考えることが必要かなと、それから塗りつぶした三角は、これは拒否ということで、自分なりの評価をしております。それで寄せられた意見はそのまま忠実に表現して、それから素案、提言での整理、どういうふうにもっていったらいいかということについて、私なりの考

え方を一応ここで述べております。ただ時間の関係で一方的に私の思いを書いている部分がありますし、それから基本的にこれまでつくった内容というものはあまり変えたくないという自分なりのセルフコントロールがありましたので、かなり強引かなという部分があります。そういうことで一応皆様方にはフラットに、この素案、提言での整理は見ていただきたいということですね。

まず1点目のところがちょっと私はぜひお諮りしたいところで、市民政策提案制度によって、議員の仕事を奪ってしまうことにならないかと。実はこの項目は1と3と2つ、ポストイットでできてきているのですね。このことについては一応こちらの理屈として、ロジックとしては、議会への市民参加の方法の1つとして考えているので、提案採用の場合は議員発議として行政へ要請するという一方で、議員の仕事を奪うことにはならないというふうに一応考えればいいのではないかと整理すればいいのではないかと。それからちょっと私の時間の関係で夜中につくったので、これもう1回検証していないのですけれども、確かに議員発議をするには3名以上の定足が必要だというふうに既定で読んだような気がしたので、それともう1つは現実に今の議員の仕組みの中では会派構成して、いろいろ実態的に議員発議もやっていますから、この市民政策提案制度というものをつくったときにどういう形で議員発議というふうにしていくのかということも、技術的なところが今、まだ検証していない部分、だから現行規定との整合性をどうするか、制度設計をもう少し詰める必要があるということで、一応こういう形で、さらにちょっと調べなければいけませんのと、詰める必要がありますねということに表現しています。ここは先生のほうもちょっと御意見を伺わなくてはいけないかなと思います。それが1点目にまず気づいたことなのですが、これはどうしましょう、先生。

(関谷先生)

まず、議員の仕事を奪うことにはならない。原理原則からいけば、市民が主役なわけですから、その点において全く問題はない。むしろ今日これだけ市民参加がいわれているのは、その代表者としての議会が、議員が十分にその任を反映できていないという部分を、これは議員個人

云々という問題ではなくて、代表制という制度そのものが抱えている問題をどう克服していけるかどうかということが問われているわけですから、この点は全く当てはまらない。あとこの議員発議云々という部分については、これはあくまでも、今度、議会がその市民提案をどういうふうに受け止めるかというふうな話ですから、議員側の、議会側の問題だと思うのですよね。ですからあとこの点は、それほどこちら側としては、心配する必要はないかなというふうに思います。

(J 委員)

ということで、あとどうも非常にぶつ切りみたいな御意見が多いので、このレベルでいわれてしまうと、例えば2番のところの条例は1条でも減らすべきとは全くそのとおりで、これはこれでいいのではないかと。それから7番目のところの行政・議会・市民が一緒に市民参加の出前講座を各自治会へ行う、これも当然だと思っていますし、この出前講座を自治会で行うということで、出前講座という言葉が確か入っているはずなので、それは市民参加のところにあえて、ただ議会への出前講座というものを要求するかどうかというのは、そこまで入れる必要があるかなというふうに私は、ここはやんわりと同意という形で特に注記する内容はもっておりません。

それから先ほど、意見がちょっとあれだったのですけれども、結論としてさっきの皆さんとの行政のところでまとめた考え方で私も同意しますけれども、この時点では市民サポーターを設け、その活動作業は有償とすると、あえて、その審議会的な要素みたいに、こういうような意見もありますけれども、議会へは市民提案制度の内容が該当すると考えると、市民提案制度があるのだから市民サポーターというような機能もここでカバーできるのではないかというふうにこの時点ではまとめています。ただここでの協議の中であっては、その市民サポーターというものが1つのエポックとして取り上げてもいいのではないかということであれば、それはその方向でよろしいのではないかと思います。

それから10番目のところで、従来のパブコメとの違いを明確にし、行政・議会へ、できるだけ具体的に提案する、これは議員発議の「(仮称)議会パブリックコメント制度」は、新たに本会議付託前に行うべきと入

れていますから、これも趣旨として入っているというふうにしています。

それから2ページ目について具体的内容を以って提案を行うことが重要とっていますが、これは当たり前のことなので。それから12番はさっき行政のところでも出ましたけれども、提案されたものを、「受取りました」ということを、その概要を公表するような仕組みを持ちたい、ということでこれは市民提案制度上、採用の場合は議員発議として、行政への実施を要請し実施時期を明確にする、との内容をもっているから、受け取りましたということにかかわるということに一応ここでは整理したのですけれども、先ほどの論議の中でもって受け取ったということも、きちんとあらわすべきだという意見にまとまっていますので、これはそちらに従いたいというふうに思っています。

それから職員との意見交換の中で1番目の議会基本条例の市民参加と市民との連携の趣旨を強調し、円滑な推進に寄与できる内容と表現をお願いします。全くそのとおりでおっしゃるとおりでございます。そういう形で、ただこういう1番の意見がありながら、5番のように全く違う職員の方にも全く違う意見をもっている方がおられるのだなということが、出ています。5番にちょっととんでしまいますけれども、二元代表制を考えれば市民参加条例は行政運営の市民参加のみにすべき。議会条文の合意は困難。否決に繋がると考えられる（調整もしていないのであれば尚更。）という大変思いやりのある反対意見をいただきましたので、これについては、まず私なりの弁解は、ロジックは、二元代表制は、行政と監視機能を市民が委ねた仕組みであり、有効に機能することが不可欠であると。そういう形で少なくとも行政との、議会との関係それから現状、流山市の行政は自治基本条例、議会は議会基本条例を以ってそれぞれの機能を発揮すべく努力研鑽を重ねている。従って、行政と議会に対し、さらに市民の目で見ると、市民の参加を担保する条例が存在することは極めて重要な意義があると考え、ということロジックとして一応回答としてつくっています。

それから2番目に戻りまして、これも塗りつぶしの三角ですけれども、議会は、そもそも市民の信託を受けているとの理念があるため、議会への意見、提案は、屋上屋と受けとめられがちではあるが、市民が議会をチェックし、監視する機能を盛り込んでみてはどうかということなのです。

で、そういった意味では住民投票条例が必要だと考えるが、現状は未定であると。それで市民が議会をチェックし、監視する機能を盛り込んだということについては、これは検討課題かなというふうに一応受けとめたいというふうに出しています。

(D 委員)

すみません。住民投票条例は平成 24 年度に住民投票条例を策定するというふうな形で、確か市長はいつていますよね。自治基本条例の中で……

(J 委員)

これは 24 年ですね。平成の。

(D 委員)

そうだったと思います。

(J 委員)

はい、ありがとうございます。では、平成 24 年に制定すると。

それから 6 番目。議会で議決された事業予算と後期基本計画に基づき行政による事業が進められているのであると。議会を補完するために直接の市民参加があるならば、行政への市民参加によって議会を補完できるのではないか(補完性の原則)。ちょっとこのところはあてはまるのかどうか、原則ということに対してね。行政への市民参加の声が議会に届けば、補完性の原理が成立するはず。議会への市民参加は市民参加の屋上屋であるという。この方の補完性の原理の解釈の仕方がちょっと私なりに疑問を感じているのですが。議会が市民参加の補完をなすことを求めるものであって、行政への提案であり、チェックであると考え、市民との協働と考える。議会への市民参加は、議会の透明性を明らかにし、立法機能を促進することに結び付くと考え、屋上屋になると考え難い。というのは私のロジックです。

それから 7 番目。市役所から見ると、議員も市民の代表ですので、市民参加条例とは、微妙な関係になるのでは。ということについては、市

民の代表であり、行政の監視機能・立法機能を委ねており、その機能に関して市民が参加することは、より透明性が確保され、議員活動の活性化に寄与出来ると考える。というのは私の意見。

8番目。市民討議の結果を行政に対して、提言書という形で提出することになるが、予算が必要とされる該当するものが、市民代表として選ばれている議員との関係や、また、ある一定の地域に対しての課題解決が優先されるなど地域の温度差が生じないか不安があります。という非常にこれわかりづらい文章だったのですが、よく考えていくと、要は市民参加することによって、議員の力関係で何か恵まれる地域と恵まれない地域が出てくるような心配がありませんかとか、お金がかかることなのでやはり議員力とかそういったものに影響はないのですかというふうに憶測が少しできるのかなと、そういうふうに読み取った前提で考えると、市民提案制度を指す意見ならば、懸念されることが無い様、採用の場合は、議員発議として行政の実施を要請し実施時期を明確にすることにより、不安解消に繋がるものと考え。これは決してそういったあたりがないようにしますよと、そんなようなことで一応。

(D 委員)

誰が賛成するかによって、あるのでしょうかね。

(J 委員)

ここはだから一応先ほどのあれではないけれども、オープンになる話だからという。

(D 委員)

それはやってみないとね。

(J 委員)

ということで一応整理しました。

(D 委員)

では、盛り込む内容は何もありませんよね。

(J 委員)

そうです。それ以上にこのこと自体が、議会が本当にどういうふう
ね、これだけやっぱり相当はつきりとしたこと指摘する人たちがいると
いうことは、やっぱり当事者の方々から見ればどういうふうに見える
のかというところは、大いに感じるころは大ですけれどね。

(委員長)

J さんのほうで先生に具体的に聞きたいことありますか。では、今の
全体の中についてご意見。

(関谷先生)

J さんのおまとめになったことに私も賛成です。とにかく、黒三角の
ところなどは、いかにも職員からの意見だなという印象をもちますけれ
ども、屋上屋というのはそもそもこういう言い方自体がずれているとい
うところでいいと思いますし、それから二元代表制だからこそ両方に市
民参加が開かれるということになると思いますし、それから補完性、こ
の 6 番については、これは補完性の考え方がそもそも間違っているとい
うと思いますのでいいと思いますし。この予算については、例えば市民
からの提案について予算処置が必要になる場合であるならば、最終的に
は議会をとおすことになるわけですから、それを議員の方々がどう受け
とめられるかということですから、特段、この条例としては、問題はな
い。ですから基本的にはこのお答えの通りでいいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。では、続きまして I さん。

(I 委員)

はい。私は推進のための環境づくりのまとめということで、すみませ
んが、市民との意見交換と職員さんとの意見交換をちょっとまぜて書い
てしまっています。主に市民との意見交換で出たところを、そこまで多
くはなかったのですけれども、職員の方々の意見交換とちょっとかぶっ

ている内容もあったので、主にここに書かれていることを一部抜き出しています。

上のほうからいきますとまず、情報の公開、共有は、非常に大切ということですか、行政職員のリーダーたる役目をこなせる人材育成が必要、市民参加の必要性、重要性を啓発していくことが大切。市民へのPRが重要。意見を言わない人たちの素朴な声をどう集めるか。こういった会にも来ない人たちをどうするかが課題。幸いにして、流山市はマルシェ、〇〇博等のイベントが多く開催されているので、そういった機会での聞き取り、草の根活動的なものが必要だと思います。ですとか、次も上と同じような感じなのですけれども、サイレント・マジョリティの方々の声を集めることの聞き取りの場を設けることが必要ではないか。これも同じように若い層の参加の場や収集の場を広げる仕組みが必要。これ以降はほぼ情報公開というところが多いのですけれども、情報の共有化を具現する、「しくみ」を作る必要がある。次に情報発信のしくみを考えてほしい。インターネットを積極的に使うなんていう意見もこの会があったのですけれども、インターネットという手段は市民全員が触れられるメディアかも含めて検討が必要であるとかいう声もありました。多くの方々が有効な提案をする為、情報共有化の努力を行う。情報の共有化には時間がかかる。

次はかつての「まちづくり創生塾」のような、地域回帰の退職世代が地域に軟着陸できる研修塾のようなものがないと、協働市民や自治市民が育まれないと考える。市民が、参加して、自分たちのまちは自分たちで作り上げていくという意気込みを感じます。市民の皆さんが、同じ気持ちになっていくことを期待しますが、一方で参加したくない方もいらっしゃると思いますが、その人たちの権利を守っていかなければならないのではないかと思います。寄せられた意見もそこまで多くはなかったのですけれども、大きくちょっと下のほうの4行ぐらいでしかまとめていないのですけれども、推進の環境づくりのためにに関する意見としては、まずはやはり市民の一人一人が関心を持つことが重要という意見、サイレント・マジョリティーの方々の意見を集めることが重要というところと、あとその為には今以上に市政に関することなどのPRを積極的に行い、市民と行政との情報の共有が必要であることの意味も多くありまし

た。また、市政に参加する側の市民の人材育成も必要であるという意見もありました。

大きくは本当に情報の公開と市民の方一人一人に積極的に関心をもっ
ていただくということと、あとはただそれだけではなくて人材の育成も
行政側も市民側の人材育成ということを、しっかりやっていかなければ
いけないのではないかという意見が非常に多くあったのですけれども、
その内容をある程度具体的なところを条例の中に入れるというわけに
もいかないと思いますので、そこを条例の中に盛り込むという視点だと
どうなのかなというような意見が多かったように感じます。でも、これ
をやらないと条例つくっても効果を発揮しないことは事実なので、そこ
のバランスが非常に難しいなというふうには感じたのです。

(D 委員)

入れられる部分があると思います。

(I 委員)

例えば情報の公開……

(D 委員)

情報の公開は、それは書いてあるからそれでいいのですけれども、人
材確保という参加市民のどう確保するのが問題だといえ、出ていてそ
のときに施策のまちづくり創生塾というのは前の市長のときに職員をど
んどん市民活動を出したり、それが東京理科大の都市計画の市民参加の
まちづくりのところに出して行って、サークルをつくったりとすごく市
民と学生とそういう職員の交流している、それもまちづくりについて議
論するような場はすごくあったのです。そういうふうにとんどん出てい
ったというところでは、このまちづくり創生塾のような地域回帰を退職
世代がどうのというよりも、研修塾のようなものを市民と職員と、そう
いう意味では、例えばこれだけ大学とかいっぱいあるわけだから、そう
いう形で仕掛けて、そういう創生塾とかそういうものをつくっていくと
いうことはすごくいいと思うのですよ。そういう研修塾みたいな、そう
いうものは市民がつくろうと思ってもなかなかできないけれども、行政

がそれをしかけながらどこかの大学と連携して、それは市民活動センターにも、何でもかんでもはできないけれども、そういうことを考える企画、立案とか、そういうものを具体的につくっていくというのはすごく大事だと思うのですよ。その人材育成といっても、そこら辺が、それはある種協働の部分で、職員もサロンみたいなものをつくると出ていたではないですか。それともかねてそういうものをつくっていくというのはちょっと盛り込んでも私はいいいのかなと思います。

(E 委員)

これは私も大賛成ですね。何かまちづくり創生塾がどういうものか、少しはわかっているけれど、Dさんがいわれた趣旨で、やっぱりすごく市民側の市民参加とか協働に対する意識をあげていくみたいなことにも役立つだろうし、すごくいいと思いますね。特に定年退職後の地域回帰だけでなく、まちづくり創生塾は、若い人が入っていたのですよ。

(D 委員)

若い人が入っていたのですよ。若い職員もいたし。

(E 委員)

当時20代後半とか30代の、HさんとかIさんみたいな若い人が結構いて、

(D 委員)

学生もいたし。

(E 委員)

50代前半とか40代もいたしね。そういう人たちに、僕たちの後の世代を、バトンタッチを受けてもらえるということにもつながると思うので。大体私のざっくりした感想ですけれども、市民のこういう集まりとか、この間のまちづくり協議会もそうだけれども、行くと大体どこかで見たとような顔ばかりで、「あ、Cさんがいた」とか、そんなことなので、もうちょっと違う顔ぶれにも入ってもらわなくてはいけないことだし、

特に若い世代の、他にも意見が合ったけれども、若い世代へのバトンタッチというのもすごく大事なことなので、その機能を果たしてもらうには、こういうものが、環境としてあって、すごくいいのかなと思いますね。

(J 委員)

ここでさっき聞きましたけれど、そのいいまちづくり創生塾がなんで今ないのでですか。

(D 委員)

それは、市長がおかわりになったからではないですか。

(J 委員)

市長が変わるとなくなっちゃうの。

(E 委員)

それとだいたい、都市マスの……

(D 委員)

都市マスの問題だったので、都市マスタープランの作成のために、そういう形で、職員も、都市計画の職員が理科大の市民参加のまちづくりという渡辺先生の教室を、大学院のあれだったのですけれども、レクチャーだったのですけれども、それをオープンにしていたのですよね。

(E 委員)

官学市民とね。官と学と民間と、連携してね。

(D 委員)

だからそういうふうに連携して大学の地域というのはあるわけですから、そういう形で連携してそういう交流、ただのサロンではなくて、そういう政策とかいろんなものを、テーマを語り合えるというのは。

(E 委員)

そういう1つが旗をふって、NPOができたり、市民活動団体ができたりしていますので、私はこういう市民活動を、広い意味での市民活動を、行政の市民参加も含めて、協働も含めて、市民参加あるいは市民活動が活発になる土壌をつくっていくことにはなるのではないかなと思いますね。

(D 委員)

千葉大学でもそういうのをやっているのですか。

(関谷先生)

個々でやっていますね。大学全体としてというよりは、研究室だったり。

(D 委員)

研究室でね。だからそういう形で大学もけっこう地域に開いていこうという。

(関谷先生)

大学の内部で、うちの大学だといろんな学部があるのでちょっといろんな人と連携して地域に入っていく、そしていろいろな学部からちゃんと学び合えるような、そういうものをつくりたいねという話はしているのですよ。

(D 委員)

そしたら千葉大から出かけるというのは遠いですかね。

(関谷先生)

あり得ると思います。

(C 委員)

江戸川大学とか。

(D 委員)

でも、江戸川大学は大学でまたやっているのだけれども、ただこういう市民自治といったときのまちづくりみたいなものはやっぱり、私は先生の教室とかがいいかなと。江戸川大学はちょっと環境系だから、理科大のほうは市民参加のまちづくりの先生がもうリタイアされているから、かなり厳しい状況なのです。もう20年ぐらいですけれど。

(委員長)

はい、その話は、ではIさん、今の話のニュアンスを入れてこのそれに加味して行って、また。

(D 委員)

すみません、もう1つあるのですけれども、1つ出てきたのは、私は庁内の検討組織を設置し、全庁的な議論を早めにすすめないでと庁内合意が困難になる、というのが職員の人からのアンケートであったのですよ。それはやっぱりコミュニティ課が受けとめなければならない話ではないかと思うのですけれども、この推進委員で、この委員会でどうのこうのって、この条例でどうのこうのって、いえないかもしれないけれども、その辺やっぱり職員さんとの意見交換をしてみて、やっぱりその意識がものすごくあれというのはあるので、兼子さん、その辺は、市民参加条例は市民レベルではわかるようにつくっているわけではないですか。そうしたときに庁内としてその辺はできたときからやっていくのですか。その辺はどういう形で今なっているのか、そういうことすごく大事ななと思ったのですけれども。

(兼子コミュニティ課長)

一応行政側のほうも検討というか、同じように意識改革を一番しなければいけないのは行政なのですよね。その中でやっぱりコミュニティ課が主体という形でいいのかどうかかわからないけれど、進めていかななくてはいけないなというのは思います。

(D 委員)

もっと具体的に。だって2月に答申だして、もうかかるわけですから、本来ならもうそれはできあがるのは、施行するのは、もう決まっているわけですから、それに向けて庁内検討委員会みたいな、そういう意味でのそういうプロジェクトチームみたいなものは、推進委員会とは別にちょっと最初にそれはあってもいいのではないかと思うのですけれども。

(E 委員)

検討委員会でなくてもこういうものができているから、これを教材にして、勉強会とか学習会といかをして

(兼子コミュニティ課長)

この話ちょっとストップして。

(C 委員)

これをやっていくには何らかの組織をつくるでしょう。

(D 委員)

わかりませんよ。それはわかりません。

(C 委員)

コミュニティ課がやるのですか。

(D 委員)

わかりません。それは。だからちょっとお聞きして。

(委員長)

それに関する話はまたちょっとあとでしようと思います。それで今の環境づくりのところで、先生のほうから。

(E 委員)

ちょっといいですか。1つ付け加えたいことがあるので、そもそも実

際に進めていく上で重要なのではないかと思うのが、専任部署の孤立化が問題になっているのですね。何かそれは専任部署があるのだから俺たちではないみたいな、そうならないかという危惧が、職員さんから提案されているのです。要するにそれが孤立化だと思っているので、それをいかに防止したらいいかという提案だと思っておりますけれども、まずこの条例の中には、主体は担当部署が受けて、専任部署はそれをサポートするとかサブで後押しする、調整役だよということを表現して担保できないかということが1つですね。

それからもう1つは、この24ページの、職員さんとの意見交換会の資料のこれは最終案ですが、24ページの、23ページの下が(3)市民参加・協働推進専任部署なのですが、これの続きで24ページの上のほうから、イ役割の(オ)に、「市民等から参加・協働についての意見などがあった場合、それらに対する見解を述べる」というようにあるのですが、そこに付け加えて、「述べたり、相談にも対応する」という、市民が何かさっきいったサポーターみたいな話がありましたよね、市民側に。それを専任部署にもきちっと市民に相談にいったら、親切に対応して、簡単にいうと調整の仲介役を引き受けるみたいな、あるいはアドバイザーをつくるみたいな、そういう機能があってもいいのかなということで、そうすれば孤立化を防ぐ一助になるのかなという気がしたので、それを付け加えたらどうかと。

(D 委員)

2つですね、今いったのは。1つは専任部署は庁内体制の連携を踏むためのサポート的な役割をするということですか。専任部署はひっぱり手ではなくて… そうしたときに、推進委員会との連携はどこでやったらいいですかというときに、その庁内部署は、それぞれにやっていてそこをやっぱりサポートするというよりは…。

(E 委員)

いいのですよ。そこはこのまま残しておいて、むしろ反対に主体は提案、協働とかね、市民参加推進の、受ける主体は担当部署ですよということを、何かまず明記して、それにさらに付け加えたらいいのかなとそ

うというような感じですか。

(D 委員)

ようするに専任部署は専任部署でつくるのだけれども、またその市民参加は、庁内各部署が推進しますよということ、それを、では、これは組織ではなくて、最初からどこかに入れたほうがいいのではないですか。

(E 委員)

それでもいいのだけれども、どこかにそれが入っていないとね。

(D 委員)

どこかに入っていないと。では、市民参加、協働推進するためにはという趣旨の中ではどうですか。でも専任部署に入れるとなるとやっぱりちょっと…。

(E 委員)

どこかに入れたほうがいいかなと思うのですけれども。

(D 委員)

庁内各部署。

(J 委員)

それは、現行はそうなわけでしょう。

(D 委員)

現行はそうです。でもパラパラになっているのです。

(E 委員)

これは、職員さんの問題提起ですから、そうなることは多分にあると思うのですよ。彼は本能的に嗅ぎつけているわけですよ。

(D 委員)

それはよその人にもいわれていますよね、よく。指摘されていますよね。

(E 委員)

そう、またでてきたなとは思っただけけれども。

(J 委員)

これはときには、本来的には、協働の現行と同じように、そういうことで管轄する担当課がやっぱり主管として、その協働している部分を見なくてはならないと、そのこと自体がうまくいっているかどうかということ、また専任部署のところでもって、チェックしていくという、それは機能的な部分ではそうなのでしょうけれども、ただ職員の人からそういう話が出てくるということは…ちょっと…

(D 委員)

ただそれはうまく機能させればいいのであって、それを孤立するから専任部署はまずいという、結局リーダーの牽引役がなくなってしまうということになるでしょう。

(E 委員)

だからそういうことは入れなくていいと思う、もうできあがっているのだから。これがもし、どこかに入れる場所がなければ、この趣旨の頭に、本来はテーマごとの関連部署が主体で、市民参加を促進すべきであるが、専任部署はこうだというふうにつながっていけば、それでいいのではないかなと。

(D 委員)

だって市民参加条例をつくるということは、庁内、全部がやるということは。

(E 委員)

それはそうだけれども。

(D 委員)

建前の的に基本なのですから。

(E 委員)

それはそうだけれども、それならここに書いてあることは全部そうですよ。それをあえて書いているということは、それはなされない恐れがあるから書いているのであって…でしょう。だから書くべきなのですよ。

(D 委員)

書くべき… どこへ書くのですか。

(E 委員)

それはもう D さんに。

(関谷先生)

それは、最後に全体をまとめたときに、どこにつけたほうが一番効果的かということを考えて、それはおいおいにして、いずれにしても各課がちゃんとやるということ、それから、それを補完するような形で、その横の、横断的な部門というのが

(E 委員)

はい。いいですね。

(D 委員)

そうですね。それともう 1 つは。

(E 委員)

もう 1 つは、24 ページの役割の、専任部署の役割の(オ)に「市民等から参加・協働についての意見などがあつた場合、それらに対する見解を述べる」というところを、「～述べるとともに、相談があつた場合には対応する」と。相談窓口ですね。そういうことを 1 つ入れておいたほ

うが万全かなと思います。

(C 委員)

この部分は、ようするに応答関係をきちんとやりましょうということでしょう。

(E 委員)

例えば福祉の、高齢者支援課か何かについて、言ったら、全然相手にもされなかったと、これはなんだという窓口がほしいわけですよ。

(C 委員)

結局各事業とかをやるのは各課がきちんと市民参加をやるのだけれども、それをやらないときにどこかのスタッフが専門的にきちんと集約するのが。

(E 委員)

駆け込み寺がほしいわけです。

(D 委員)

だからそれは専任部署の。

(E 委員)

だからそこに相談窓口となってくださいと。

(D 委員)

でも、そこは窓口とか何か書いてあるような気がするけれども、書いていない。それを含めて機能なのですからけれどもね。

(委員長)

では、先生。

(関谷先生)

さっきのことをまとめていえば、学ぶという部分と参加するという部分は大変繋がっていくというのが1番いいと思いますね。だからこれまちづくり創生塾というのは、これは市がつくっていたものなのですね。

(D 委員)

しかけたのです。

(関谷先生)

ですからそれもあっていいでしょうし、市民大学みたいなものがあったっていいでしょうし、あとは私塾ですね。市民がまちづくり塾みたいなものを自分たちでつくって、いずれにしても行政との間で学ぶ場を共有していくと、それから市民が相互に教え合い、学び合うという場が開かれていく、そしてそういうそれぞれの学ぶ場から実践につながっていくということが、何かちょっと理念的な形でいいわけですから謳われているとよいと思います。

(J 委員)

いい案ですね。今の私塾というのは。特にこれは地域デビューさせる人間をつくるということでしょう。それは、逆に市がそういうものを音頭をとってもらえれば1番みていただけるわけですからね。

(E 委員)

ゆうゆう大学というのは市の学校でしょう。生涯大学が県ですね。ゆうゆう大学は市ですね。生涯学習課がやっているのでしょうか。ああいうところがカリキュラムの中に、こういう市民参加とか協働とかいうのを、学科にはならないだろうけれども、カリキュラムの2時間か3時間くらい入れてもいいのかなという気がするのですよね。

(D 委員)

そういうのはあちこち公民館だったりとかでいろいろ入れれば、それはそれでいいのかな。

(E 委員)

ゆうゆう大学というのは、独自の機構で動いているから。

(D 委員)

でも、ゆうゆう大学は一定程度の年齢以上でないと入れないのではないですか。

(E 委員)

だからそれだけではなくて、そういうのもあると、ワンオブゼムだということ。

(関谷先生)

いろいろな学びの場から自然につながっていくという部分が、やはりどこも学びっぱなしというのが多いのですよね。だからそのつながりなのですね。

(委員長)

1つ紹介させてください。去年、今年とコミュニティ課でファシリテーション公開講座をやりました。それをその受講者から流山ファシリテーションクラブというものをつくって、2ヶ月に1回勉強をしながらまちづくりのためのいろんな場でファシリテーターが必要なところは、そこから出て行って、そのやっていくような仕掛けをしようということで、そのファシリテーションクラブでも10数名が参加しています。ただそれはもっともっと増やしていくようなことを今進んでいると。

(E 委員)

いろんな窓口があっただけいいですね。

(D 委員)

だから市民のほうもいろいろやって。そういうことを2つくらいポイントにしていれて。

(委員長)

はい、では、続きましてCさん。お願いします。4時になりまして30分目途に延長したいと思いますが、御都合いかがですか。

(C委員)

一応ちょっと私も昨日、一昨日とお葬式でちょっと資料がしつかりできてなくて申し訳ないのですけれども、月曜日にいろいろ意見、ポストイットの意見とかそれから職員の意見とかそれから先生の基調講演もよく聞いて、もう少し見直す点がないとか、ちょっとEさん最後に2つほどいっていましたよね。実効性の担保とそれから評価をきちんとしなければならぬと。あそこのあたりが本当にコミュニティ部会のところがきちんとなっているからというところですね。1つ問題は、コミュニティの参加というのは具体性をどこまで書くかというのがありまして、意見の中に例えばコミュニティの自立性、継続性、合意形成などの基準が必要ではないとかね、それからコミュニティの市民参加については、組織のニーズ、提案する場合の合意数、支援金額、手法なども検討してほしいとあったのですけれども、そこまで具体的に私はこの条例に書くのはいかがなものかと、全部はずしています。コミュニティは自主性のものだから、あまり具体的にどうのこうのと書くものではないと

(E委員)

そうでなくても、今の段階でも、コミュニティ参加、誰かにいわれて始めましたみたいな意見もあるので、あまりそこをああやれ、こうやれ、こうやったりという問題ではないと思いますね。

(C委員)

そういうことでちょっとほとんどの意見はずしているのが現実です。ですから基本的には骨子そのままで、あと直した点は、そこに前は地域の市民等とか、「地域の」というものを入れていたのですけれども、それは全部はずしてしまおうということで、はずれています。それからはずそうというのは(2)の原則の議会、行政から自立した領域であるとかそういうものを削ろうとか、それから先生のお言葉の中でいろんな

活動、発言、連携が自由に行えるとかあったので、そういうことをいくつか使わせてもらったり、というのが1ページのアンダーラインが引いてあるところですね。

それから2ページの(3)のまちづくり協議会に枕ことばがついているのですけれども、これは協働だけではないだろうと、まちづくり協議会は、交流とかいろいろな機能があるので、ちょっとこれははずしましょうという意見が出ました。それでその目的に協働だけではなくて、交流という言葉を入るとかね、そういうことです。

それから4番の行政のほうですね、これは支援につとめますという、行政についてはちょっと実効性をいってもいいのかなと思って、もう少し強く表現したのですね。そういうところです。それから(4)のイのところ、行政は、公共施設がコミュニティで有効に活用できるよう必要な制度の創設を検討し云々と書いてあるのですけれども、これはちょっと意見交換のときにこんな意見があったので、具体的に書きました。よくよく見るとこの4ページの7の部分、市民参加・協働推進のための環境づくりのところなのですけれども、拠点づくりとして、行政は云々という表現がありますので、ここはうまく補充してもらえばいいのかなということでここはちょっとはずそうかなというふうに思います。

それからEさんから評価のところをきちんと具体的に書いたほうがいいのではないかというのがあったので、3ページ目の(4)オの部分、ここに、自己評価とか相互評価、第三者間の評価というのは本当にできるという意見があったので、ちょっと具体的に協働で評価シートみたいなものをつくりましょうかというのを書こうかと思ったのですけれども、そこまではちょっと書いてもあれだなと思って、それも入れていません。

それから最後の8の市民参加・協働推進の組織これちょっと意見は出たのですけれども、全市コミュニティ参加推進委員会、これはこの部分の役割の(イ)と(ウ)というのはすでに全市コミュニティ推進委員会があるので、そっちの機能で十分なのですけれども、(ア)については要するに、コミュニティの市民参加をやること自体をこの市民参加・協働推進委員会の役割かなということなので、このイのエを置き換えてもらえばいいのかなというふうに考えています。

(D 委員)

前に、推進組織の中に地域のコミュニティに関し助言をとか書いてある、今日持ってきていないので、入れたところ、一緒にしたところがあるので。前に。

(C 委員)

再確認の意味で書いていますから。

(D 委員)

(エ) のところに地域のコミュニティ活動を支援し、必要な提言をコミュニティや行政へ行う。というのは市民参加・協働推進委員会の。

(C 委員)

(ウ) は残っていましたか。

(D 委員)

あれは前ので、この間出してくれたものには載っていましたが、その前には整理してこれが出ているのですよね。

(C 委員)

なるほどね。前に同じようなものがあつたのでいらないということで。それで一番大きな問題はコミュニティの参加にするか地域コミュニティの参加にするかということで、先生のレジメをみたら地域コミュニティと書いてあつたので、これは困つたなと思って、意見としても、この職員さんの意見でコミュニティの定義はどうのこうのとか、それからコミュニティよりも地域コミュニティのほうがわかりやすいのではないかという意見があつたので、従来コミュニティの市民参加できていて、そういう意見にどうこたえるかということがありまして、実は先生の定義をベースにして考えたものですから、先生が地域コミュニティは、主体と場が織りなす多様な空間という表現をされますよね。ということは、主体というのは集団とか組織とかそういうふうに理解していますので。そ

れで一番問題は、自治基本条例の定義と違っていることですね、それでいろいろ文言とかをみながらやっていると言っていると議会への市民参加とかそういうところと並行して、コミュニティへの市民参加も従来のコミュニティへの市民参加ということできたのですね。だからそういうふうに説明会で、先生が地域コミュニティへの市民参加とおっしゃったので。

(関谷先生)

難しい問題ではある部分ですけども……

(C委員)

それで一応ここはコミュニティへの市民参加にして、地域コミュニティも1つのコミュニティですよ、自治基本条例で定義するね、しかもそれはそのもっと違ったコミュニティの主体というものがありますよという解釈でとりあえずコミュニティへの市民参加という表現にしようかなという、これはちょっと総則に書いてある定義との関連に絡んできますので、そちらの問題どうするかという。コミュニティというのは団体だけではなくて個人も集まってつくっていくものだという理解をしていたものですから、そんな中に主体はそういうことも含まれるということで、先生の定義ですとずっときていますので、一応先生はこれを地域コミュニティと、地域コミュニティだと紛らわしくなってしまうということでコミュニティという表現できたのですね。これが一番今大きな問題で、これを、地域コミュニティをどうするかというちょっと少し全面的に手直しが必要になるということなので、先生のお考えは。

(関谷先生)

難しいですね。1つはその地域という形容詞をつけるかどうかということですね。コミュニティというのは、地域コミュニティも、コミュニティも、その主体とその場というもので考えられる。だからその地域という形容詞をつけるかどうかによって、多少その射程が少し広がってくるのか狭まってくるのかということがあると思いますので。

(D委員)

やっぱり地縁関係というか、その辺が地域コミュニティだとそこが主体になるかなという気がして、ある意味では私はそれだったら意味があるけれどもね、単にこの広いコミュニティに参加してなんとかかんとかというそれはもうほうっておいてともっといいたくなるような気がするのですよ。地縁のところでの一種の助け合いとかそういう部分の意味合いもあるのではないかという感じがするので、地域の……

(C 委員)

だから地域コミュニティの定義を、先生みたいに定義しているというのならかまわないのだけれども、自治基本条例のほうで一応自治会とかという集団と定義しているのですよ。

(D 委員)

それは一応それをイメージしているということですよ。

(関谷先生)

自治基本条例の定義はちょっとどうかなと思っているところがあるので。

(C 委員)

それで先生の定義をと思っていたら、どうやるかということよ。

(D 委員)

地域のコミュニティと書いてあるので、これではいけないのですか。基本原則。地域のコミュニティですから、それがないと単なるコミュニティでは、とらえられなくて、広すぎてちょっと見えなくなってしまう。

(E 委員)

ここでいうコミュニティというのは、中にある地域のコミュニティのことをいいたいわけでしょう。

(D 委員)

やっぱりそのそれが地域コミュニティと書かないで、地域コミュニティとかくと自治基本条例とでちょっと、だから地域のコミュニティと書けばいいのですよ。

(J 委員)

だって流山市市民参加条例でしょう。流山市そのものが地域ですからいいではないですか。地域のコミュニティとしてもね。

(D 委員)

だから地域のコミュニティと書けば。

(C 委員)

それだったら別に特にかえる必要もないし。ただ、ちょっと自治基本条例との整合性が。

(D 委員)

それはそうです。それは大事だから地域コミュニティにするとちょっと違うということになってしまうから、地域のコミュニティで。

(J 委員)

はい、わかりました。

(C 委員)

いいですか。これで。

(関谷先生)

いいです。ちょっと自治基本条例については動かしようがないですから、現段階ではそういう形で。

(E 委員)

それでは、いいですか。では10分くらいで。手元にお配りしたのはそれぞれ書いてあるのですが、協働については4番で、3つくらい大き

な、ぎくつとしたものがあるのですが、まず協働の表現で、普通の人に協働といってもわからないのではないかという意見があるのですよね。従って表現をもうちょっと考えてほしいということで、そこから理解不足に繋がるのではないかということなので、協働という言葉ではわかりにくい、何かサブコピーが必要なのかなと、ちょっと考えなくてはいけないのかなと、あるいは協働の言葉自体はちょっと変えるわけにはいかないので、何かサブコピーをつけて報告するというようなことが、必要なのかなというふうに思います。

それから前の行政への参加にもありましたけれども、協働プロセスでの、すべてのプロセスで公開すべきだと。ということでプレゼン、審査、結果を含めてですね。全部公開すると。これは前のところにもありましたので、できれば条例で義務づけをしたほうがいいのかなど。

それから3番目の提案者と関係部署との、要するに協働ですから、必ずパートナーがいるので、パートナー同士あるいは市民と行政であれば市民と関係部署、市民同士であればお互いの2者間ですね、2つの関係の間での協議が非常に重要だと、これは先生が毎回何回も力説している論点だと思いますので、私の自治体運営のいくつかも市と4つくらい、指定管理者も入れると7つくらい、協働っぽいことをやっているのですが、非常に協議というのは、始まる前も大事だし、途中でもいろんな問題に遭遇するのですね、そんなときにやっぱり十分腹を割って協議するということが非常に重要ですし、やはり協議、応答関係といいますか、協議するということは、非常に協働では重要な位置を占めると、要素を占めると思いますので、これは運営細則か何かで書くことなのかなと思いますが、協働提案の採用を検討中であっても、提案者と十分な協議をするというようにすることも必要なのではないかなというようにことをいつておりますので、条例で入れるのか、運営細則で織り込むのか、この辺を考える必要があるのかなということです。以上3点書いています。

(関谷先生)

はい、ご提案のとおりで。

協働は、確かにわかりづらいということもあると思いますし、逆に行政主導でつかわれてしまうということもありますから、そうではない形

で、私はやはり協働のポイントというのは、やはり協議ということだと思うのですね。協議を通じて、双方がまずいろんなものを投げ合うわけですから、それを通じて、相対的にはその公私の役割をとらえ直していくということもあるでしょうし、市民が提案したことが、それは支援的なものもあれば、その市の事業として採用されていくということもあれば、いろんな開かれ方是有り得る。でも、いずれにしても協議を重ねていくということが大事で、今のところは、大方、市民の提案に対して支援をするという市民提案型の協働事業というパターンが多いですけども、そうではなくてもっと市民が提案をして、協議をして、それを事業化していくということでもよいでしょうし、もちろん支援があってもよいでしょうし、その幅はいろいろあり得るとしても、だから本当にその協議という部分がどの自治体もあまりに弱すぎるのですよ。協働ということについて。だから、行政がここからここまでが市民の提案ですよといて、その中でどうぞというパターンで、そうではない、そこには協議は不在ですから、そうではないもっと積極的に協議をしていくということを明確に謳うということで、もう少しすっきりはしてくると思います。

(E 委員)

協働する場合に、仕様書や何かを、今の受託の関係は、仕様書を作りますね。それをやってくださいということなのだけれども、その仕様書をつくることから、もし協働でやるとすれば、協議して、市民と一緒に協議して、それがすごく大事なのですね。

(D 委員)

協議する協働というのはどうですか。サブコピーとしては。

(関谷先生)

そんな感じですか。

(D 委員)

協議する協働といったら皆なんだろうと思うから、いいのではないで

すか。

(J 委員)

それなら、もっとわかりやすく、話し合っていく協働とか。

(D 委員)

話し合っていく協働でも。そういう形の枕詞もつけたら、サブコピーではなくて、そこからつけてしまったほうがいいと思うのですよ。なんか協働というと、すごく抵抗を感じる人たちもいるのですよ。下請けだ、安請け合いだとかいって、だから協議する協働とか、話し合いの協働といたら、すごく新鮮でいいではないですか。

(委員長)

それは、また、ちょっと頭を切り替えにして。

(関谷先生)

協議型協働というイメージをとにかく。

(C 委員)

サブコピーには協働入れないほうがいいのではないですか。

(D 委員)

でも、サブコピーではなくて、テーマをそこから協働は、流山市は、ワードで、「協議型協働」とかでやってしまえばいいと思いますよ。最初から。協議する協議型協働。形容詞を先につけるのです。それでサブコピーはいらないです。

(E 委員)

だからそういうことをサブコピーといっているのですよ。

(委員長)

Eさん、全体を通してやっていますから、今の協働以外のところで。

(E 委員)

今の話し合いでほとんど解決したので結構です。

(委員長)

ということよろしいですか。それでは、今後の1月、2月のこの委員会を進めていく中で、私自身事務局にちょっと尋ねていることがあります。1つは、この3月でわれわれが終わったあと、引き続き条文化していくわけですが、そこで今市民参加がなくなっているというようなことについて、どういうふうを考えているかということと、もう1つは議会ですね。これは市長への中間報告をやったあと議会との意見交換会をやるというような話になっていたのが、この議会についての意見交換会がないままにわれわれの役割が終わって、本当にこの条例がきちんとしたわれわれの希望している形で条文ができるかどうか、議会のいろんな反応も考えられますし、その2つについてちょっと事務局にちょっと今日答えてほしいとお願いしていますので。

(兼子コミュニティ課長)

まず1点目の3月いっぱい委嘱のほうお願いしております。それで2月に提言いただいて議会説明を通過して条文策定へと入っていくわけですが、そのあとは皆さんは一応委嘱期間が切れますが、そのあと私どもで、このいただいた条文に盛り込む内容の提言の中でどのように条例化していくかということ、法規担当と協議していきます。その中でまたお時間ある中で皆様との意見交換会の場を設けたいなということがあります。それはまず皆さんとの繋がり、1点目でございます。

それと議会のほうなのですが、議会のほうはちょっと時間がおしてしまっていて、なかなか時間がとれないのですが、本来は中間報告でちょっと議会との絡みを少しもたせようかなと思ったのですが、もう中間報告もなにも、もうまもなく提言書をいただくような時間も迫ってきていますので、一応これはお願いになってしまうのですが、委員会のほうで、中間報告ではないですけれども、議会との意見交換の要望をお出しいただきながら、私どもで調整させていただければありがたいというのが1

つの方法論でもあります。それはなぜかというところらの1つ意見交換を議会からの意見をほしいねという皆さんの意見を、合意している感じで、要望はいただきました。それでそこで調整をうまくかけられないかなというのが、ちょっと私が感じた考えなのですよ。行政側からいくときに中間報告があれば、提言書いただくまでの間に何かできるのですけれども、それもちょうと書類も何もないので、できれば議会のほうの意見をちょっと伺いたいですみたいな形の要望を出していただいて、その時間調整できるか、これは議会側から時間をいただけるかどうかわかりませんが、1つの投げかけですね、こちらの。そのような形でできないかなというのが今の私の考えです。議会と今後のあり方ということで、それからちょっと若干つけくわえることで、Dさんからの話で、このいただいた中でコミュニティ課だけでやるのか、それはまずありません。まずはいろいろな関係法令、それから関谷先生からもっと助言いただかないと、どんなふうな条文にしていけばよいのかなと、まだ描けないのが、私個人ではあります。ですからその辺は、法規担当とまず上位条例と関係条例、整合性を含めながら、皆さんからいただいた提言書を基に詰めていかななくてはいけないと、それから関係部署、当然ながらこれは全庁的にやりますから、その辺はプロジェクトチームをつくるかどうか、市のほうの、われわれの努力として、関谷先生にも入っていただくとありますが、という状況です。以上です。

(J 委員)

質問していいですか。今の議会との意見交換会なのですから、ちょっと具体的なイメージとして、まさか28名の議員さん相手に話すわけではないでしょうから、その場合の窓口というのは具体的にどこなのですか。

(兼子コミュニティ課長)

それなのですが、今、描きは簡単に描いたのですけれども、一応皆さんの意見で代表者がBさんでBさんのほうからわたしていただく。1回議長宛に一応文章を書いてもらって、それでその中で議会事務局に提出します。それはその前にうちのほうで市長、副市長当然やりますけれど

も、それで市長からまた逆にこれをいただきましたので、どうでしょうかという投げかけします。そのときに全員ではなくて代表者になるか、正副議長になるか、それはちょっと向こうの判断になってしまいます。あとその前に時間が足りるかどうかというのもありますので。

(J 委員)

それで、聞き方も一応お聞きしたいということでよいのでしょうか。

(兼子コミュニティ課長)

こんな形で、今意見を盛り込むことを、私たちとしては考えていますということで、そんな形がよいと思います。

(委員長)

今の議論についてもひょっとすると4回の中でやっぱり皆さんの意見をあれしながら提言に何か、それでわれわれの要求といいますか、意見として出す必要がある可能性もあるなということで、考えたので今日確認したわけです。

それでは、時間が25分オーバーしましたけれども、今日はこれで終わりにしたいと思います。

今日先生の見解うかがったものを、それぞれの担当のものに活かして、15日は事前にまたそれは事務局のほうに渡して、新しい資料で15日は皆さんと検討するという形をとりたいと思います。

(D 委員)

自分がそれぞれの担当を入れなくてはならないでしょう。

(委員長)

だからそれを今度は1月10日までに、事務局に送って……

(D 委員)

10日までに事務局に送ればいいのですか。修正をかけるところがあるけれど、そこを修正して、では、10日までに出しておけばいいとい

うことですね。

(委員長)

須郷さんに送っていただくと。前文を含めて送るということによろしくをお願いします。

(閉 会)